

平成20年度

業 務 実 績 報 告 書



平成21年6月

公立大学法人奈良県立医科大学

全体的な状況

平成20年度は、本学にとっては公立大学法人としての中期計画の2年目の年度であり、法人化初年度に推進した運営の基盤づくりの実績を踏まえて、課題の見直しを行うとともに改善に向けた取組みを推進していくことなどに重点を置いて年度計画を設定した。年度計画の達成に向けた取組みを進めた結果、概ね予定した成果を得ることができた。主な取組み状況は、以下のとおりである。

I 教育・研究・診療等の質の向上

(1) 教育研究の質の向上

○医学科における6年一貫教育を着実に推進

「MDプログラム奈良2006」に基づき、医学科における6年一貫教育を着実に推めていくために、次の取組みを実施した。

・地域基盤型医療教育カリキュラムの導入について「質の高い大学教育推進プログラム」として文部科学省へ申請、採択を受けて平成20～22年度の期間で実施。

・第3学年前期に一般教育科目として奈良県大学連合が行っている単位互換制度を活用したコンソーシアムを設定、7大学に対し102名が290科目を受講。

・第3学年で、問題解決能力を重視した教育として昨年度から実施しているPBLチュートリアルに加えて、TBL(チーム基盤型学習法)を導入。

・第5学年において、学生を4ブロックに分けて4つの領域に分けた附属病院の診療科における臨床実習を実施。

○看護学科のカリキュラムを充実

・国の規程規則改正を踏まえて、臨地実習の充実、看護実践能力の育成等を目指したカリキュラム改正を文部科学省へ申請し、承認を受けた。

○地域医療を担う優秀な人材を確保

地域医療を担う優秀な医師・看護師を確保するために、次の取組みを実施した。

・平成21年度医学科推薦選抜試験(医学科)において評定平均値や1校1名の推薦枠の廃止等出願資格を見直し。

・平成21年度看護学科選抜試験において入学試験科目や配点を見直し。

○修士課程(医科学)の充実に向けた取組みを推進

修士課程(医科学)の募集を年2回行うなど要項を改正、定員(5名)を上回る7名の入学者を決定した。

○他大学との協力の推進

協力協定を締結している同志社女子大学との共催によるシンポジウムを平成19年度に引き続き開催するとともに、新たに早稲田大学及び奈良先端科学技術大学院大学との協力協定を締結。

○産学官連携推進に向けた基盤づくり

・平成21年4月から新たな寄附講座「血栓制御医学」を設置することを決定。

・産学官連携推進委員会を設置、開催し、利益相反管理規程等を策定するとともに、推進体制について検討。

・文部科学省及び経済産業省に産学官連携拠点の申請を行った。

・平成21年度から知的財産管理をサポートする専門家を受け入れることを決定。

○国際交流の推進

・平成21年度から国際交流センターを設置することを決定。

・オックスフォード大学との学術交流協定を締結。

(2) 診療の質の向上

○患者の視点に立った取組みを推進

- ・産婦人科外来施設の改修を完了し、平成20年9月から稼働。
- ・医療相談窓口の充実を図るため、平成21年3月から救急玄関エリアの改修に着手。
- ・待ち患者解消と高度な医療を実施するため、3テスラのMRIを新規整備。

○医療安全の徹底化

- ・インシデント、アクシデントの発生状況を把握し、定期的に分析、対策を行うとともに、医療安全対策の実施を院内に徹底。
- ・医療技術トレーニングに役立てるためシミュレータの充実に努めるとともに、トレーニングルームを活用して訓練等を実施。

○先進医療の積極的な開発・提供

先進医療として7件を届出、承認。

○地域医療連携の推進

地域医療連携システムの整備、運用を行うとともに、地域医療連携クリティカルパスを作成、運用テストに着手。

○医員の処遇の充実

医員が緊急に呼び出しを受け医療業務を行った場合に支給する手当を新設(1回5,000円)
経験年数に応じた月給制を導入。

○総合周産期母子医療センターの稼働開始

平成20年5月に総合周産期母子医療センターの暫定整備を完了し、稼働開始。

II 業務運営の改善及び効率化

(1) 運営体制の基盤整備

○理事長がリーダーシップを発揮できる体制づくり

- ・理事長のリーダーシップに基づく機動的な法人運営が可能となるよう、毎週1回、役員会を開催。

○病院長を中心に病院経営の改善を推進する体制を整備

- ・看護副部長を5名から8名に増員。
- ・医療用備品の購入については、経営コンサルタントとアドバイザー契約を締結し、価格交渉を有利に進めた。

○法人運営の効率化

新たに産学官連携推進委員会、中期計画推進委員会を設置したほか、事故調査委員会に外部委員を追加する等、各種委員会の見直しを実施。

(2) 人事の適正化

○教員の任期制の推進

昨年度に引き続き新たに採用した全ての教員に任期制を導入するとともに、再任審査委員会を設置し、再任審査を開始。

○病院部門への専門事務職員の登用

- ・医療相談窓口に見護師及び社会福祉士の専門職員を配置し、相談体制を充実。
- ・医事請求の専門知識を有する人材を嘱託職員として配置。

○医師の処遇の改善及び労働環境整備

- ・臨床教員給料の初任給水準を見直すとともに、給料調整額を支給するなど、処遇を改善。
- ・医師が本来業務に専念できるように、昨年度に引き続き看護補助及び病棟クレークを配置

○看護師の定着・確保を図る取組みの実施

- ・看護師採用方策を充実
 - ・採用試験を毎月実施
 - ・車内広告(JR・近鉄)
 - ・県内外の看護養成機関の学校訪問及び就職説明会の実施
 - ・鹿児島県会場における採用試験の実施

(看護師の採用状況)

平成20年度途中採用 37名

平成21年4月新規採用 131名

一方、平成20年度中に87名の看護師が退職した。

- ・採用予定者を対象としたインターンシップ、技術研修等を実施。
- ・看護師宿舎としてワンルームマンションの借り上げ契約を締結、希望者全員の住宅を確保。

○外部委託の推進

栄養管理部の朝食業務を外部委託化。

Ⅲ 財務内容の改善

(1) 自己収入の確保

○病院収入を安定的に確保

新規採用看護師への教育対応等に伴い、病床稼働率が前年度に比べて低下した(85.2%→77.0%)が、各診療科において平均在院日数(一般病床)の短縮に努めた(16.6日→15.5日)ことなどにより入院患者の平均単価を上げ、前年度以上の病院収入を確保することができた。

なお、病院収入確保のため、次の取組み等も実施した。

- ・クリニカルパスを構築(21診療科で46個のパスを構築)
- ・地域医療連携を推進(入院患者の退院支援を前年と比べて大幅に増加(75件→131件)するとともに、支援調整期間及び在院日数を短縮)
- ・研修の受講などにより病棟クラークのスキルを向上し、診療報酬請求の適正化を推進。

(2) 経費の抑制

○新給与制度を構築し、人件費を抑制

人件費抑制となるよう、法人による新規採用職員について承継職員とは異なる給与制度を構築。

○医薬・診療材料費等を削減

- ・診療材料について、SPD業務委託業者との一括供給搬送契約を締結し、平成21年1月から段階的に導入、平成21年4月から全面稼働。
- ・SPDの稼働や積極的な価格交渉等により医薬・診療材料費の削減を図った(医薬・診療材料比率45.6%)。

○省エネルギーの推進

空調設備等の運転管理の見直し、各所属への啓発や病棟の昼間消灯、エアコン更新に当たっての省エネ機器の導入等を推進したこと等により、省エネルギーの推進を図った(年間エネルギーの使用に係る原単位の対前年比1.6%の減)。

※原単位: 1㎡当たりの使用エネルギー量

IV 今後の本学のあり方を見据え、施設整備の方向を明確化

県と協議を行い、今後の本学のあり方を見据え、次のとおり、施設整備の方向を明確にした。

- ・総合周産期母子医療センターの暫定整備を完了。
- ・各科救急の改修、産婦人科外来の改修を実施し供用開始。
- ・医療相談窓口の充実を図るため救急玄関エリアの改修に着手。
- ・老朽化しているA病棟の耐震診断を実施。
- ・臨床研修センターの暫定整備に向けた実施設計を実施
- ・今後の施設整備の方向について中期計画推進委員会において検討。

V 自己点検・評価、情報公開、安全管理等

○自己点検・評価体制を構築

年2回、年度計画の取組み状況を役員会・教育研究審議会・経営審議会において把握、進捗状況进行评估するとともに、進捗が遅れている取組みに関して今後の取組み計画についての説明を求め、年度計画の適切な遂行に努めた。

○情報公開を適切に実施

・奈良県情報公開条例、奈良県個人情報保護条例に基づき、情報公開及び個人情報保護の取扱いを適切に行った。
・「平成19年度業務実績報告書」、「平成19年度決算に係る財務諸表等」等をホームページに掲載、公表。

○敷地内禁煙を実施

平成20年4月から敷地内全面禁煙を実施し、禁煙パトロールの実施等により意識啓発を図った。

[年度計画を大幅に下回っている取組み]

- 本学を中心とした奈良メディカルネットワークの構築に向けた検討を行う予定であったが、県との協議を開始したにとどまった。

など

項目別評価 細目表

(注)S: 年度計画を上回って実施している

A: 年度計画を十分実施している(達成度がおおむね90%以上)

B: 年度計画を十分には実施していない(達成度がおおむね60%以上90%未満)

C: 年度計画を大幅に下回っている。又は、年度計画を実施していない(達成度がおおむね60%未満)

中期計画		平成20年度 年度計画		法人自己評価						評価		
				年度計画の達成状況及び評価の理由								
I 大学の教育・研究・診療等の質の向上に関する目標を達成するための措置				S	10	A	123	B	42	C	10	
1 教育に関する目標を達成するための措置				S	6	A	72	B	15	C	4	
(1)教育の成果に関する目標を達成するための措置				S	2	A	27	B	8	C	0	
1	人文科学・社会医学・自然科学などの分野に関する幅広い基礎知識と技術を教授する体制を強化する。	1	一般教育を第1学年から第3学年まで実施する新しいカリキュラムに基づき、平成20年度は第3学年後期において一般教育(講義・演習・実習)を実施する。	第3学年後期(平成20年10月～11月)に「医学・医療概論」を配置。						A		
2	国際的なコミュニケーション及び異文化理解に必要な語学力を修得させるために外国語教育の充実を図る。	2	地理、趣味、経済、スポーツ等、テーマ別にコミュニケーションができる日程を設定する。	週2回の英会話ラウンジを平成18年度から継続して実施中であり、今後参加者へのアンケート調査を行いテーマ別のレッスンの実施を検討。						B		
3	医療従事者としての公共的使命、社会的責任及び倫理観を育成するために、少人数学習、学外の有識者を交えての討論会等、医療倫理にかかわる実践的な教育の充実を図る。	3(1)	医学科では、平成19年度から、第4学年において「実践的医療倫理」を設定済みであり、継続して実施する。	平成19年度に引き続き、第4学年後期(平成21年1月)に「実践的医療倫理」を配置。						A		
		3(2)	看護学科では、引き続き第1学年において生命倫理及び看護倫理の授業を行うとともに、平成20年7月末までに行う平成21年度からの新カリキュラム申請の検討において、医療倫理にかかわる実践的な教育の充実を図る。	<ul style="list-style-type: none"> ・第1学年前期に「看護学原論」を、後期に「生命と倫理」を配置。 ・看護実践能力の充実等を目指したカリキュラム改正を文部科学省へ申請し、平成20年12月に承認を受けた。 ・新カリキュラムの内容は「老年看護学実習」等の実習時間の増、「在宅看護論」の新設、本学独自に「チーム医療論」を設置等。 ・平成21年度からの第1学年に対する新カリキュラム実施に向けて、教員の配置等必要事項を検討。 						A		
4	医療人としての豊かな人間性を涵養するために、医学入門(アーリーメディカルエクスポージャー)等によって動機付けを行うとともに、ボランティア活動、地域社会との交流、地域での体験実習、医療現場での実習を積極的に導入する。 ※アーリーメディカルエクスポージャー: 早期医療体験実習	4(1)	平成19年度から、第1学年・第2学年において「医学特別講義」を設定済みであり、継続して実施する。	平成19年度に引き続き、第1学年前期に「医学特別講義Ⅰ」を、後期に「医学特別講義Ⅱ」を、第2学年後期に「医学特別講義Ⅲ」を配置。						A		
		4(2)	平成19年度から、第1学年に「医学特別実習」を設定済みであり、継続して実施する。	<ul style="list-style-type: none"> ・平成19年度に引き続き、第1学年後期に「医学特別実習」を配置。 ・第1学年において、5名程度を1組として、平成21年2月23日から3月20日の期間中の5日間を附属病院に配属し、エスコート業務、メッセンジャー業務等を行った。 ・医学特別実習と平行して、3日間の社会福祉体験実習を実施。 						A		

中期計画	平成20年度 年度計画	法人自己評価	
		年度計画の達成状況及び評定の理由	評定
5 医療人としての幅広い教養と高い見識を涵養するため、平成21年度より他大学(国外を含む。)との単位互換を含めた一般・教養教育システムの充実を図る。	5(1) 平成20年度から、第3学年前期において、奈良県大学連合における単位互換制度を利用した一般教育の履修を実現するためのカリキュラムを実施する。	<ul style="list-style-type: none"> ・第3学年前期に一般教育科目として「コンソーシアム」を配置。 ・7大学に対し102名が290科目を受講、前期について各大学から成績の報告があった。 ・「コンソーシアム」参加学生に対して、平成20年8月に「コンソーシアム」に関するアンケート等を実施。 ・コンソーシアム検討委員会において、本学の成績認定の方法及び来年度からの実施方法について検討。 	A
	5(2) 同志社女子大学との学術交流に関する包括協定に基づき、単位互換の実施についての検討を行う。	シラバス等により、互いのカリキュラムの把握を行い単位互換の可能性についての情報収集。	B
6 医学・看護学に関する基本的な専門知識・技能を系統的に教授するばかりでなく、進歩著しい今日の科学成果を効果的に教授するシステムを開発する。	6 平成18年度から実施された「MDプログラム奈良2006」において、平成20年度実施に向けた必要な改善を行っていく。	医学科第3学年前期に「基礎医学 I アドバンストコース」を実施。	A
7 医学・看護学に関する課題探究能力、問題解決能力、論理的かつ批判的に考察する能力等を重視した教育を強化する。	7(1) 医学科においては、平成19年度から、第3学年において問題基盤型学習(PBLチュートリアル)、第5・6学年の臨床実習において症例中心問題基盤型学習及び「根拠に基づいた医療(EBM)」の授業を設定済みであり、継続して実施する。 ※ PBL(Problem-based Learning)チュートリアル: 学生を少人数のグループに分けて行う問題立脚型の学習方法 ※ EBM(Evidence Based Medicine): 根拠に基づく医療	<ul style="list-style-type: none"> ・平成19年度に引き続き、第3学年(平成20年12月)に「問題基盤型学習」を配置。 ・平成19年度に引き続き、第5学年(平成20年4月～21年3月)及び第6学年(平成20年3月～7月)に「臨床実習」を配置。 ・カリキュラム部会において、地域基盤型医療教育カリキュラムやTBL(Team-based Learning: チーム基盤型学習法)の導入について検討。 ・平成20年12月に設定しているPBLの時間の半分を利用し、TBLの導入を行い、PBLとTBLの比較評価を実施した。 <ul style="list-style-type: none"> ※ 地域基盤型医療教育カリキュラム: 卒業後の学生の地域定着を目指し、学習の場を大学から地域医療の場に拡大して実施するカリキュラム ※ TBL(チーム基盤型学習法): 出された課題に対し、「個人」と「チーム」で検討を行い、各段階での回答の相違の原因についてチームで検討を行う学習法 	A
	7(2) 看護学科においては、看護専門科目について自己主導型学習を基盤に問題解決法を用いた授業を継続して第1学年より行うとともに、国の指定規則改正に伴い平成21年度から導入する新カリキュラムにおいて対応すべく、看護教育検討部会及び看護学科カリキュラム部会で検討していく。 ※カリキュラム改正の趣旨: ①看護を取り巻く環境の変化に対応 ②新人看護職員の臨床実践能力低下に対応 ※カリキュラム改正の方向性: ①教育内容の充実 ②看護技術の確実な修得 ③臨床実習の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・第1学年後期の各看護学概論等において、自己主導型学習を基盤に問題解決法を用いた授業を実施。 ・平成21年度からの第1学年に対する新カリキュラム実施に向けて、教員の配置等の必要事項を検討。 	A

中期計画	平成20年度 年度計画	法人自己評価	
		年度計画の達成状況及び評定の理由	評定
8 卒業時点で医療を担うことができる高い実践的臨床能力(コミュニケーション能力を含む。)を重視した教育システムを確立する。	8 平成19年度において、エポックを用いたオンライン評価の実施について中止したことから、新しい教育システムについての検討を行う。 ※ EPOC (Evaluation system of Postgraduate Clinical Training) : インターネットを利用した臨床研修評価システム	卒業時点での高い実践的臨床能力を評価するために、第6学年での客観的臨床能力試験 (objective structured clinical examination, OSCE) の導入を検討。 ※OSCE (objective structured clinical examination) : 医療面接、身体診察、応急処置といった医師に求められる基本的臨床能力を評価する実技試験	B
9 医療に携わる専門職がお互いの立場を尊重し、良好なチームワークを構築できる人材を育成する。	9(1) 医学科においては、平成19年度から、第1学年に「医学特別実習」を設定済みであり、継続して実施する。	・平成19年度に引き続き、第1学年後期に「医学特別実習」を配置。 ・第1学年において、5名程度を1組として、平成21年2月23日から3月20日の期間中の5日間を附属病院に配属し、エスコート業務、メッセージ業務等を行った。	A
	9(2) 看護学科においては、引き続き基礎看護学実習 I を第1学年で行うとともに、国の指定規則改正において臨地実習の充実等が提起されており、平成21年度から導入する新カリキュラムにおいて対応すべく、看護教育検討部会及び看護学科カリキュラム部会で検討していく。	・カリキュラム改正を文部科学省へ申請し、平成20年12月8日に承認を受けた。 ・新カリキュラム案においても、国の指定規則の改正に基づく対応を行うとともに、「基礎看護学実習 I」を第1学年に配置、第4学年に「チーム医療論」を新設。 ・平成21年度からの新カリキュラム実施に向けて、教員の配置等の必要事項を検討。	A
10 生涯にわたって学問を探究し、自己主導型学習を行い、自己評価できる能力を涵養する。	10(1) 医学科においては、平成19年度から、第3学年に問題基盤型学習(PBLチュートリアル)を設定済みであり、継続して実施する。 ※ PBL(Problem-based Learning)チュートリアル: 学生を小人数のグループに分けて行う問題立脚型の学習方法	・平成19年度に引き続き、第3学年後期(平成20年12月)に「PBLチュートリアル」を配置。 ・カリキュラム部会において、新たに「TBL(チーム基盤型学習法)」の導入について検討。 ・平成20年12月に設定しているPBLの時間の半分を利用し、TBLの導入を行い、PBLとTBLの比較評価を実施。	S
	10(2) 看護学科においては、引き続き第3学年の臨地実習で問題解決法を用いた実習を行うとともに、国の指定規則改正において臨地実習の充実等が提起されており、平成21年度から導入する新カリキュラムにおいて対応すべく、看護教育検討部会及び看護学科カリキュラム部会で検討していく。	・第3学年後期の各看護学実習(平成20年10月～21年3月に配置)において、問題解決法を用いた実習を行う。 ・カリキュラム改正を文部科学省へ申請し、平成20年12月8日に承認を受けた。 ・平成21年度からの新カリキュラム実施に向けて、教員の配置等の必要事項を検討。	A
11 社会活動、地域医療への学生の参加を推進し、地域医療においてリーダーシップを発揮できる医療人を育成する。	11(1) 平成19年度から、「リーダーズセミナー」を設定済みであり、継続して実施する。	各クラブにおいて指導的役割を担う第3学年の学生を対象としたリーダーズセミナーを、平成19年度に引き続き後期に開催。	A

中期計画		平成20年度 年度計画		法人自己評価	
				年度計画の達成状況及び評定の理由	評定
		11(2)	地域に医師を定着させるためのカリキュラムの開発を行う。	<ul style="list-style-type: none"> カリキュラム部会において地域基盤型医療教育カリキュラムの導入について検討し、教育研究審議会で承認、「質の高い大学教育推進プログラム」として文部科学省へ申請、平成20～22年度の期間で採択を受けた。 平成20年8月30日に実施した本学医学科・看護学科討論会において、本学教員から内容を説明し、平成21年度での実施方法について、カリキュラム部会で検討。 質の高い大学教育推進プログラム「地域に教育の場を拡大した総括的教育の取組」を実施。 	A
12	進歩著しい医学・医療を主体的に修得し、県民に高度先進医療を提供できる医療人を育成する。	12	5, 6年生を対象とした臨床実習を継続して実施していく。	平成19年度に引き続き、第5学年(平成20年4月～21年3月)及び第6学年(平成20年3月～7月)に「臨床実習」を配置。	A
13	教育の成果・効果の検証等を体系的に継続して実施し、その結果を公表する体制を整備する。	13	平成19年度に策定した「授業評価要項」にある学生による授業評価(科目別、教員別)を実施していく。	<ul style="list-style-type: none"> 医学科、看護学科において、学生による科目別授業評価を実施。 学生による教員別授業評価は、まず医学科の臨床医学で評価対象教員を絞って実施し、平成21年度から全教員について学生による教員別授業評価を実施すべく、体制を整備。 	A
大学院課程					
1	創造性豊かな研究活動を自立して行うことができる、深い専門性と高度な技術を修得した人材を育成するためのプログラムの充実を図る。	1	大学院の教育プログラムに必修と選択の講義を設け、教育プログラムを充実させる。	大学院の教育プログラムに、主科目(学位論文作成の基本となる授業科目)と主科目以外の科目(選択科目、共通科目等)を設置。	A
2	国際的な視野を持ち、国際的に活躍できる豊かな知性・教養及び高度な専門的能力の教育を強化したシステムを構築する。	2	特別事業として海外の研究者を招き、セミナーを開催する。	以前から、セミナー(海外の研究者のセミナーを含む)への参加を、大学院の単位取得の要件のひとつとしており、開催の周知徹底を図った。	B
3	国際交流センターを設置し、留学生の積極的受入れ、外国の大学との交流協定の締結推進、大学院学生の海外留学や海外での研究発表の奨励等を積極的に行う。	3	国際交流センターを設置し、留学生の積極的な受入れ体制の整備、外国の大学との交流協定の見直し整備、大学院生の海外留学や海外での研究発表の奨励のための財源確保に努めるとともに、具体的方策の検討を行う。	国際交流委員会を開催し、国際交流センター設置について協議した結果、平成21年4月から設置することが承認、体制や各種規程が整備された。	A
4	医学研究科修士課程を設置し、医学・医療・看護学関連領域で基本となる共通教育科目、専門性をのばす専門教育科目、修士論文作成を行う特別研究科目の内容の充実を図る。	4	認可された医学研究科修士課程医科学専攻について、十分にPRを行い、定員5名の入学者を確保する。	<ul style="list-style-type: none"> 平成20年度は年2回(平成19年度は年1回)募集を行う等募集要項を改正。 平成20年9月24日(1次)及び平成21年2月18日(2次)に平成21年度入学試験を実施。 平成21年度選考の結果、定員(5名)に対し7名が選考された。 	S
5	質の高い博士論文となり得る研究テーマを指導できる研究指導體制の充実を図り、そのテーマを実現できる施設・機器の充実を図るとともに、研究を完遂できる研究費を確保することに努める。	5(1)	博士課程の研究指導教員及び研究指導補助教員の募集・審査を年1回行う。	博士課程の研究指導教員等の募集・審査を実施(平成20年4月)。	A
		5(2)	大学院生による研究指導教員の研究指導評価及び研究指導教員による大学院生の評価を実施する。	平成19年度に作成した20年度の履修要項に、評価の実施を盛り込んだところであり、今年度から大学院生及び指導教員の双方からの評価を実施することを決定し、具体的な評価方法を検討。	B

中期計画		平成20年度 年度計画		法人自己評価	
				年度計画の達成状況及び評定の理由	評定
		5(3)	大学院3年生の研究シンポジウムを6月に開催し、大学院生に研究プロセス発表の機会を設け、大学院医学研究科での討論、アドバイスを得て、研究の質の向上に努める。開催広報は大学ホームページで行い、英語版も作成して海外へも情報発信する。	・平成20年6月25日、大学院医学科博士課程研究報告会を開催し、大学院医学研究科3年生19名が各自の研究について報告。 ・本年度の実施結果を評価・検討し、次年度に向け報告会の実施方法、内容の改善、情報発信について運営委員会にて検討。	B
		5(4)	総合研究施設及び大学共同研究施設の共同研究用備品の状況の調査を行い策定した整備計画に基づき、先端医学研究機構施設部運営委員会及びRI・動物実験・組換えDNA実験安全の各委員会等と調整しながら充実に努める。	総合研究施設及び大学共同研究施設の共同研究用備品の状況の調査を行った上で策定した整備計画に基づき、先端医学研究機構施設部運営委員会及びRI・動物実験・組換えDNA実験安全の各委員会等と調整しながら平成21年度の予算に反映した。	A
		5(5)	RI貯留槽設備を1基更新する。	RI貯留槽設備の1基について更新工事を完了。	A
		5(6)	競争的資金の募集の紹介をホームページ、ダイレクトメールを利用して、大学院生、研究者への情報伝達、更新に努める。	文部科学省、厚生労働省等の各省庁、日本学術振興会等各種団体の競争的資金の募集内容を学内専用の研究推進課のホームページで紹介し、迅速な情報伝達、更新に努めた。	A
6	基礎・臨床医学における研究情報ネットワークの充実に図り、共同研究体制を推進する。	6(1)	学内ホームページの「学内特別講演・特別講義」を充実し、情報の提供に努める。	学内ホームページの「学内特別講演・特別講義」で、各講座・部門が開催する講演会等の情報を提供。	A
		6(2)	研究情報ネットワーク掲示板の設置について検討を行う。	掲示板機能を学内ホームページに付加することについて検討を行ったが、悪質な書きこみの対応についての検討が不十分。	B
		6(3)	各講座・部門が開催する学内講演会の学内ホームページによる紹介については、平成19年度から実施済みであり、さらに充実させていく。	学内ホームページの「学内特別講演・特別講義」で、各講座・部門が開催する講演会等の情報を提供。	A
7	修士課程・博士課程への大学院入学志望者の増員を図るため、本学大学院の積極的な紹介に取り組み、大学連携によって交流を深める。また、医療従事者を対象に、幅広く大学院の門戸を開放し、教育・研究活動を支援する。	7(1)	ホームページ等を利用して、和文・英文による研究指導教員の研究概要を紹介するとともに、最近の研究トピックスを広く公開する。また、入学金の減額、授業料の減免等を実施し、周知する。	・学報の「研究紹介」に教員の研究概要を掲載。 ・ホームページ等を利用した和文・英文による研究概要の紹介等について引き続き検討。 ・大学院における県外生、外国人の入学料について修士課程は平成20年度から、博士課程は平成21年度から県内生と同額に設定し募集要項に記載済。	B
		7(2)	大学院博士課程・修士課程の社会人入学制度について、ホームページ、学報等を用いて周知する。	・平成21年度入学生の募集要項を作成し、関係する大学等へ配布、ポスター、ホームページ等により、社会人入学制度を周知。 ・社会人入学を推進するため、募集要項中の募集人員に関する記載を「社会人若干名」から「社会人を含む」と変更。 ・外国人のための英語版の募集要項を作成するとともに英語版の応募用紙をホームページに掲載。	A
8	大学院同士の単位互換及び連携大学院への参加などにより、新しい技術等の導入を促進し、質の高い研究へと発展させる。	8	大学院運営委員会で以下の点について検討する。 ・他の大学との単位の互換性 ・他の大学院をはじめ研究機関との相互交流を盛んにするための相互協定の締結	・以前から「大学院特別研究生規程」に、単位互換(協定を締結することにより受講料を徴収しないことを含む)について規定。 ・新たに京都大学と協定を締結。	A

中期計画	平成20年度 年度計画	法人自己評価									
		年度計画の達成状況及び評定の理由							評定		
9	優秀研究に対する奨励賞を設ける。	9	「甲」で申請された学位申請論文の中から、特に優秀な論文1～2篇に対し奨励賞を与える。また、選考要領を作成・配布するとともに、大学院生に周知する。	<ul style="list-style-type: none"> 平成20年度から奨励賞を授与すべく、大学院博士課程運営委員会で検討を行い了承、大学院生に周知。 平成20年度奨励賞の選考方法を定め、平成21年2月の大学院博士課程運営委員会で選考、平成21年3月18日に表彰を実施。 							A
(2) 教育内容等に関する目標を達成するための措置				S	4	A	34	B	5	C	0
学士課程											
1-1	県内の優秀かつ医療人として適切な資質に富む人材を多く確保するため、高大連携、オープンキャンパスを充実する。	1-1(1)	引き続き、ホームページ等に医学科・看護学科のアドミッションポリシーを掲載し、本学の求める学生像の周知を行うとともに、高大連携事業の充実により県内の中学生や高校生に医師になることに対する意識づけを行う。	<ul style="list-style-type: none"> ホームページ、大学案内、学生便覧等に医学科・看護学科のアドミッションポリシーを掲載。 平成20年8月9日に本学のオープンキャンパスを実施するとともに、平成20年9月25日に県内高校の進学担当者会議において、本学の入試制度等の説明を実施。 県内中学生を対象とした出前「医学講義」を実施。 これらの取組みにより合格者に占める県内出身者の数が増加。 							S
		1-1(2)	ホームページ等に受験生が必要とする情報を開示する。	ホームページに「入学希望の方へ」欄を設定し必要な情報を開示。							A
		1-1(3)	高校生に対し、理解ができる医学や看護学の基本的な授業を公開する。	<ul style="list-style-type: none"> 県内高校からの要請により、本学の教員により高校における模擬授業等を実施。(平成20年7月: 榎原高校、9月: 奈良女子大附属高校) 平成20年8月9日に開催したオープンキャンパスにおいて、医学科、看護学科の模擬講義を実施。 学務委員会等で、高校生に対する基本的な授業の公開について検討。 							A
		1-1(4)	県内に優秀な医療人を確保するため、推薦試験や地域枠の試験を中心に県内高校に対し募集要項を送付するなど本学の入学試験について、県内高校への周知を強化する。	<ul style="list-style-type: none"> 平成20年7月に、県内高校等に対し入学者選抜要項を配布。 報道発表(平成20年7月24日)。 平成20年9月25日に県内高校の入試担当者会議において、医学部長と事務担当者が出席し、本学の入試制度等の説明を実施。 県内の高校を周り、進学指導教員に新たに設ける5名の定員増を含め本学の入試制度についての説明を実施。 							A
		1-1(5)	ホームページで情報を提供するとともに、高校に対する本学の入学試験情報の提供方法等について、入試委員会で検討していく。	<ul style="list-style-type: none"> 平成20年7月に、県内高校等に対し入学者選抜要項を配布。 ホームページ等に選抜要項等を掲載(平成20年7月24日)。 オープンキャンパスの開催(平成20年8月9日)。 県内高校の入試担当者会議において、本学の入試制度等の説明を実施(平成20年9月25日)。 							A
1-2	入学後の成績・進路等との関連を検証して、入学者選抜方法に工夫・改善を重ね、地域性と国際性に優れ、社会に貢献できる優秀な人材の確保に努める。	1-2(1)	引き続き、入学時から国家試験までの成績、研修医時期の評価及びその後の進路等の相関を検討するためのデータベースの構築を図り、それをもとに入試試験改革に資する。	<ul style="list-style-type: none"> 入学時から国家試験までの成績を備蓄済であり、研修医以降のデータを順次備蓄中。 データベースの構築を図り、それをもとに入試試験科目及び配点の見直し等入試試験改革に資した。 							A
		1-2(2)	医学科推薦選抜試験(緊急医師確保特別入学試験)による入学者及び入学選抜方法等について検証を行い、今後の推薦選抜試験の方法等について見直しを行う。	入試委員会で検証し、平成21年度入試において、評定平均値4.3以上や1校1名の推薦枠の廃止等を決定したうえで、それをもとに学生募集要項を作成。							A

中期計画		平成20年度 年度計画		法人自己評価	
				年度計画の達成状況及び評定の理由	評定
1-3	奈良県内の優秀な医学部志願者を選抜するため、平成20年度入学試験から地域枠を設ける。	1-3	平成20年2月10日に実施した推薦試験、3月12日に実施した後期日程地域枠の実施結果を評価し、本学の入試制度の改善を図る。	入試委員会で検証し、平成21年度推薦選抜試験における出願資格等選抜要項の必要な改正を実施。	A
2-1	医学科においては、平成18年度より導入された新カリキュラム「MDプログラム奈良2006」を実効あるものにするともに検証し、改善する。 ※ MD(Medical Doctor):医師	2-1	平成18年度より導入された新カリキュラム「MDプログラム奈良2006」について、平成18年度、19年度実施分について検証・評価するとともに、平成21年度に第5学年に設定したカリキュラムの具体化を図る。	<ul style="list-style-type: none"> 第5学年(通年)において、学生を4ブロックに分けて4つの領域に分けた附属病院の診療科における臨床実習を実施。 平成20年8月30日に開催する医学・看護学教育討論会において、「MDプログラム奈良2006」を振り返り、現状と課題についての討論を実施。 平成20年度の臨床実習の実施内容について評価を行い、その結果を平成21年度の実施に生かすべくカリキュラムを修正。 	A
2-2	入学直後から医療に関するモチベーションを高めるために、第1学年の医学入門の充実を図る。	2-2	平成19年度に第1学年から「医学特別講義」「医学特別実習」を設定したところであり、継続して実施していく。	平成19年度に引き続き第1学年から「医学特別講義Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ」「医学特別実習」を配置。	A
2-3	奈良における歴史文化(医学史を含む。)を学ぶことを契機として、将来に活かすことのできる深い文化的教養を身に付けさせる。	2-3	看護学科を含めた一般教育科目や医学特別講義、コンソーシアムの中で奈良における歴史文化(医学史を含む)を学ぶことができる授業計画を立案する。	<ul style="list-style-type: none"> 以前から看護学科の一般教育科目に「万葉の文学」「奈良学」を配置。 平成21年度からの看護学科新カリキュラムにおいては、万葉文化館に非常勤講師を依頼し「万葉の文学と奈良文化」を配置。 コンソーシアムにおいて「奈良学」等に関する授業科目が提供され、本学学生が受講。 今後、医学科の医学特別講義や看護学科新カリキュラムの中で奈良の文化や歴史について学べる授業を計画。 	A
2-4	学習者のニーズに合わせた履修を実現するため、平成20年度より医学専門教育のカリキュラムに選択(必修)科目を置き、単位制を確立する。	2-4	医学専門教育の中に選択(必修)科目の設置、単位制を踏まえた進級判定の方法の平成21年度からの実施について検討する。	<ul style="list-style-type: none"> 平成21年度から、自由選択科目として第3学年前期に「地域基盤型実習」を配置。 第6学年の4～5月に設置を検討している「臨床医学アドバンスコース」においては、単位制の導入を前提とした時間割を導入。 第6学年前期で実施している「臨床実習(クリニカルクラークシップ)」においては、附属病院と地域病院の各科の中から3科を選択できる。 	A
2-5	基礎医学の科目横断的なカリキュラムを実現するため、平成20年度より科目の枠組みを越えた統合型基礎医学講義を実施する。	2-5	基礎医学の科目横断的なカリキュラムの実施に向けたプランを作成する。	平成20年度から第3学年前期において、「基礎医学Ⅰ」(生化学、解剖学、生理学)のアドバンスコースを実施。	A
2-6	平成19年度より基礎医学(病理学、細菌学、寄生虫学、薬理学、衛生学)の一部と臨床医学を統合した新しい疾患・診療体系別の臨床統合型講義を実施する。	2-6	第4学年に設置した、基礎医学(病理学、細菌学、寄生虫学、薬理学、衛生学)の一部と臨床医学を統合した臨床統合型カリキュラムについて評価し、実践していく。	<ul style="list-style-type: none"> 平成19年度に引き続き、第4学年に基礎医学の一部と臨床医学を統合した臨床統合型カリキュラムを実施。 平成20年度から、各授業担当講座から1名を選任し、学生による教員の授業評価を行っているところであり、今後その結果を評価を受けた教員に通知することで、教員の授業方法、授業の改善に役立てる。 平成21年度からは、全教員の授業評価を実施することを決定。 	A
2-7	医療専門職としての高い実践的能力を身に付けるために、クリニカルクラークシップによる実践的な臨床医学教育の充実を図る。 ※ クリニカルクラークシップ:診療参加型臨床実習	2-7	第6学年前期に設定した、学外の施設を利用したクリニカルクラークシップによる実践的な臨床医学教育の平成23年度実施に向け、内容の充実を図る。	以前から第6学年前期にクリニカルクラークシップを実施済みであり、平成19年度の実施内容の評価を行い、その結果を平成21年度の実施に生かしていく。	A

中期計画	平成20年度 年度計画	法人自己評価	
		年度計画の達成状況及び評定の理由	評定
2-8 より適切な形成的評価、総括的評価を行うために、「確信度」を付与したコンピュータ試験システムを開発し、実施する。	2-8 平成19年度に開発した客観試験による進級判定及び卒業試験について「確信度を加味した客観試験」での実施を引き続き行う。	平成19年度に引き続き、卒業試験等で「確信度を加味した客観試験」を実施。	A
2-9 生涯学習し続ける姿勢を体得するために、本学独自の教育プログラムをデザインし、実施する。	2-9 生涯学習し続ける姿勢を体得するための教育プログラムをデザインする。	生涯学習し続ける姿勢を体得するための教授法として、成人教育学の理念に基づいたチーム基盤型学習(TBL)法の導入を検討し、平成20年8月末にワークショップを開催、平成20年12月に第3学年においてチーム基盤型学習法を実施。	A
3-1 現行のカリキュラムについて、看護学基礎教育として適正かどうか、また、基礎から応用まで一貫性があるかどうかといった観点から評価を行う。 ・カリキュラムが人間や社会についての理解を深め、看護学の基礎の修得に資するものとなっているかを検討する。 ・看護専門科目の講義・演習・実習が、統合・系統的に配置されているかを検討する。 ・教育の成果・効果の検証を継続的に実施する。	3-1 看護学科カリキュラム部会で実施された現行カリキュラム等に対する評価をもとにして、看護学科教育検討部会及び看護学科カリキュラム部会で必要な検討をし、平成21年度からの新カリキュラムを国に申請する。	・今回、国において改正された指定規則に基づき新カリキュラム案を作成したうえで、カリキュラム改正を文部科学省へ申請し、平成20年12月8日に承認を受けた。 ・平成21年度からの新カリキュラム実施に向けて、看護学科教授を中心とした検討部会を設置し、教員の配置や施設・設備等について検討。	A
3-2 臨地実習の充実を図り、実践能力を身に付けた看護職者を育成する。 ・看護専門職としてのモチベーションを高めるために、入学早期から体験学習を取り入れる。 ・確実な専門的判断力と熟練した看護技術に基づいた看護実践の総合的能力を養う。	3-2 国の指定規則改正において臨地実習の充実等が提起されており、平成21年度から導入する新カリキュラムにおいて対応すべく、看護教育検討部会及び看護学科カリキュラム部会で検討していく。	・臨地実習の充実、看護実践能力の育成等、国の指定規則改正において提起されている事項を踏まえて新カリキュラム案を作成したうえで、カリキュラム改正を文部科学省へ申請し、平成20年12月8日に承認を受けた。 ・平成21年度からの新カリキュラム実施に向けて、看護学科教授を中心とした検討部会を設置し、教員の配置や施設・設備等について検討。	A
4-1 ネイティブスピーカーとの会話の機会を設ける。また、レベルに応じた英会話ラウンジを設ける。	4-1 参加者からの意見を聴いて、内容の充実を図る。	週2回の英会話ラウンジを平成18年度から継続して実施中であり、今後参加者へのアンケート調査を行いテーマ別のレッスンの実施を検討。	A
4-2 英会話に関する一定レベルの能力を身に付けさせ、基本的なコミュニケーション能力の修得を図る。	4-2(1) 英語の専門用語等を授業に取り入れている割合を調査し、その結果を受けての対策を練る。	・学内全体で、英語の専門用語をどれぐらい取り入れているのかの調査の実施に向けて調査用紙の内容を検討。	B
	4-2(2) 英会話能力の向上のため、多くの分野の話題を取り入れる。	英会話ラウンジ参加者の意向を把握し、希望の多いテーマでの外国語教育の実施について検討。	A
4-3 国際交流センターを設置し、外国の大学との提携による研修機会の充実を図る。	4-3 外国の大学等との提携に向け、国際交流センターにおいて検討を行う。	・国際交流委員会を開催し、国際交流センター設置について協議した結果、平成21年4月から設置することが承認、体制や各種規程が整備された。 ・英国・オックスフォード大学と5年間の学術交流協定を締結(平成20年4月) ・タイ国・チェンマイ大学医学部との3年間の学術交流協定を更新(平成21年1月) ・中国・福建医科大学との5年間の学術交流協定を更新(平成21年3月)	S

中期計画		平成20年度 年度計画		法人自己評価	
				年度計画の達成状況及び評定の理由	評定
5-1	常にメディアを通じてニュース等に接するとともに、一般的な書籍等を広く読書する態度・習慣を身に付けさせる。	5-1(1)	一般教育校舎に設置した「厳櫃文庫」の充実を図る。	<ul style="list-style-type: none"> 平成19年度に設置した「厳櫃文庫」の充実のため、教職員等に対し図書への提供を依頼。 同窓会誌発送時に、「図書寄贈のお願い」文書を同封し、同窓生からの図書提供を依頼。 	A
		5-1(2)	一般教育校舎に新聞社のトピックス掲示板を設置する。	<ul style="list-style-type: none"> 一般教育校舎ロビーに「日経写真ニュース」を設置済。 英字新聞を初めとする海外メディアの記事を設置。 	A
5-2	社会の事象・問題等についても関心を持ち、観察し、洞察する能力を育成する。	5-2	図書館に新聞社発行のトピックスを掲示することにより、学生が社会の事象・問題等に関心を持つ能力を育成する。	<ul style="list-style-type: none"> 図書館の情報コーナーに「日経写真ニュース」を設置済。 英字新聞を初めとする海外メディアの記事を設置。 	A
6-1	奈良県大学連合を他大学と協力してさらに充実させ、教育・研究の発展と向上、文化、学術の創造、さらには地域社会への貢献を図る。	6-1	奈良県大学連合を他大学と協力してさらに充実させ、教育・研究の発展と向上、文化、学術の創造を目指す取組みを実施し、地域社会への貢献を図る。	<ul style="list-style-type: none"> 「なら講座(公開講座)」を共催するとともに、本学教員1名を講師として派遣(平成20年10月)。 奈良大和路マップ作成委員会及びホームページ作成委員会に参加(平成20年5月)。 学長会議に出席し、大学連合として、地域社会への貢献に資する各種取組みを進めることを確認。 	A
6-2	共催のシンポジウムやワークショップを教員・学生が協力して企画し、教員・学生の大学間の交流を積極的に推進する。	6-2(1)	同志社女子大学との協定の中で、共催によりシンポジウムを実施する。	<ul style="list-style-type: none"> 平成20年12月20日、本学において同志社女子大学との共催による第2回シンポジウムを開催。 平成20年12月22日、早稲田大学と連携協力協定を締結。 平成21年3月14日、奈良県立医科大学地域医療教育フォーラムを開催(早稲田大学准教授等が講演)。 平成21年3月27日、奈良先端科学技術大学院大学と相互協力協定を締結。 	S
		6-2(2)	7月に東京で開催される医学教育学会及び学術集会に教員や学生を派遣する。	<ul style="list-style-type: none"> 平成20年7月25～26日に東京で開催された医学教育学会に本学教員2名を派遣。 他大学が実施している教育GPの取組の講演会等に教員を派遣。 	A
7	体験、実習を重視し、学外保健・療養施設における地域健康医学体験、地域看護学実習、山間地における地域医療体験実習、救急車搭乗体験実習等をカリキュラムとして充実させる。	7(1)	医学科においては、教育開発センターにおいて、医師を地域定着させるためのカリキュラムを作成する。	<ul style="list-style-type: none"> カリキュラム部会において地域基盤型医療教育カリキュラムの導入について検討し、教育研究審議会で承認、「質の高い大学教育推進プログラム」として文部科学省へ申請、平成20～22年度の期間で採択を受けた。 平成20年8月30日に実施した本学医学科・看護学科討論会において、本学教員から内容を説明し、平成21年度での実施方法について、カリキュラム部会で検討。 質の高い大学教育推進プログラム「地域に教育の場を拡大した総括的教育の取組」を実施。 	S

中期計画		平成20年度 年度計画		法人自己評価	
				年度計画の達成状況及び評定の理由	評定
		7(2)	看護学科においては、看護教育検討部会及び看護学科カリキュラム部会において、実習を充実させた新カリキュラムを作成する。	・臨地実習の充実、看護実践能力の育成等、国の指定規則改正において提起されている事項を踏まえて看護教育検討部会等で新カリキュラム案を作成したうえで、カリキュラム改正を文部科学省へ申請し、平成20年12月8日に承認を受けた。 ・平成21年度からの新カリキュラム実施に向けて、看護学科教授を中心とした検討部会を設置し、教員の配置や施設・設備等について検討。	A
大学院課程					
1-1	学部卒業後直後あるいは数年間の臨床経験後の大学院 進学を促進するため、積極的な進路指導を行い、質の高い医療に科学的に挑戦する熱意を啓蒙する。	1-1(1)	平成20年度文部科学省補助金に採択された研究テーマ等をホームページ、学報に掲載する。	・平成20年度文部科学省科学研究費補助金に採択された研究テーマ等を「学報」25号、ホームページに掲載。 ・「学報」28号(平成21年4月発行)に平成20年度の「外部資金受入状況」と「学会等の論文賞等の受賞状況」を掲載予定。	A
		1-1(2)	平成19年度に調査した他学の大学院の状況等を参考にして、医員が大学院に入学できる制度について検討し、設ける。	他大学の状況を調査した結果をもとに、平成21年度からの制度化を目指して大学院博士課程運営委員会で検討。	B
		1-1(3)	研究指導の充実を図るため、研究指導教員及び研究指導補助教員を年1回募集し、審査する。	平成19年度から実施済みであり、平成20年4月に平成21年度の研究指導教員等を募集。	A
1-2	社会人入学の充実を図る。	1-2(1)	社会人入学制度について同窓会誌に掲載を依頼するとともに、学報等を活用し積極的に行う。	・平成21年度入学生の募集要項を作成。 ・社会人入学を推進するため、募集要項中の募集人員に関する記載を「社会人若干名」から「社会人を含む」と変更。 ・社会人入学制度を学報に掲載 ・同窓会に依頼して、社会人入学制度を同窓会誌(平成20年12月号)に掲載。	A
		1-2(2)	社会人受入れのポスターを作成し、県内各医療機関等に掲示する。	募集要項とともにポスターを作成し、関係機関へ周知。	A
1-3	本学の専修生・研究生、他学卒業生及び外国人を博士課程に受け入れるように努め、博士課程の充足率の向上を図る。	1-3	県外生、外国人の入学料の減額や減免方法及び必要性について検討し、入学者の増加を図る。	大学院における県外生、外国人の入学料について修士課程は平成20年度から、博士課程は平成21年度から県内生と同額に設定済。	B
2-1	修士課程を早急に設置し、平成20年度入学を目指し、広く医療に関係する分野に関する探究心の旺盛な人材を社会人も含め広く募る。	2-1	平成20年度に設置認可された修士課程への入学を広く募る。	・平成21年度入学生の募集要項を作成し、関係大学等へ配布したほか、ポスターやホームページにより周知。 ・社会人入学を推進するため、募集要項中の募集人員に関する記載を「社会人若干名」から「社会人を含む」と変更。	A
2-2	修士論文審査の方法を検討し、研究指導及び学位審査を行う教員の充実を図る。	2-2	論文審査システムについて、年度内に確立する。	修士課程運営委員会で修士論文作成の基準を設定。	A

中期計画		平成20年度 年度計画		法人自己評価							
				年度計画の達成状況及び評価の理由					評価		
2-3	質の高い研究ができる環境を整備する。	2-3(1)	引き続き、大学院生の研究指導の充実を図る。	大学院生の研究指導の実質化について検討。研究経過発表会を開催し、他分野の研究者からの意見を院生のみならず、研究指導者・研究補助教員も聞く機会を設け、横断的研究指導に生かす試みを実施。					A		
		2-3(2)	1月の大学院医学研究科委員会で承認を得た研究指導教員による大学院生に対する評価方法と大学院生による研究指導教員に対する評価方法を確立する。	平成19年度に作成した20年度の履修要項に、評価の実施を盛り込み、今年度から大学院生及び指導教員の双方からの評価を実施することを決定したところであり、具体的な評価方法を検討。					B		
		2-3(3)	大学が所有する研究用共用備品をホームページに掲載する。	総合研究施設及び大学共同研究施設の共同研究用備品の状況をホームページに掲載。					A		
2-4	研究能力修得の判定に用いる客観的審査基準のレベルアップを図る。	2-4	研究指導教員による大学院生に対する評価と大学院生による研究指導教員に対する評価に基づき、大学院修士課程運営委員会が研究指導方法などを検討する。	具体的な評価方法について、修士課程運営委員会で検討。					B		
(3)教育の実施体制等に関する目標を達成するための措置				S	0	A	7	B	2	C	2
1-1	社会的・地域的要請、学問領域の消長を考慮し、全学的見地から教員及び職員の適正かつ弾力的な配置の実施を図る。	1-1	役員会において、人事に関する基本方針及び配置計画を検討する。	平成21年度の事務及び医療職員の採用計画を策定し、人員配置を決定。					B		
1-2	教員の教育活動を支援するため、小グループ学習、実習、演習の際のTA制度やRA制度の導入についての取組みを行う。 ※ TA(Teaching Assistant): 大学院学生が学部教育の補助を行う制度 RA(Research Assistant): 大学院学生を研究補助者として参画させる制度	1-2	学部学生も対象とした「奈良県立医科大学ティーチング・アシスタント及びリサーチ・アシスタントに関する規程」を平成19年度に策定済みであり、これに基づきTA、RA制度の積極的な活用を図る。	・「奈良県立医科大学ティーチング・アシスタント及びリサーチ・アシスタントに関する規程」に基づきRAとして大学院生6名、学部生1名雇用。 ・TA、RA制度について、教員及び学生に周知するとともに、積極的に活用。					A		
1-3	地域と連携した看護実践研究プロジェクトを構築し、看護の質の向上を図る。	1-3,4	看護学科にワーキンググループを設置し、本学及び他学で実施されている実践教育を把握し、本学における看護実践研究の課題についての把握を行う。	・新カリキュラムの実施に向けて、看護能力検討ワーキンググループにおいて、本学における看護実践研究の課題について検討。 ・カリキュラム改正については文部科学省へ申請し、平成20年12月8日に承認を受けた。					A		
1-4	看護実践に関する研究及び看護実践者のキャリアアップの研修を行うため、看護実践研究センターの設立に向けた取組みを行う。										

中期計画	平成20年度 年度計画	法人自己評価							
		年度計画の達成状況及び評定の理由					評定		
2 図書館機能を充実させ、総合学術情報センターへの発展を含めた取組みを行う。 ・附属図書館及び学内ネットワークの有機的な連携を図る。 ・学内情報システムのあり方について検証する。 ・市民への公開サービスを促進する。	2(1) 平成19年度に制定した機関リポジトリ運用指針に基づき、本学の研究成果等の情報を学内外に発信する。	・平成19年度に設置した機関リポジトリにおいて本学の研究成果等の情報を学内外に発信。 ・内容の充実に向け、検討部会で検討。 ・平成20年8月に国立情報学研究所ホームページ上の機関リポジトリ一覧へ掲載済(試験公開中)。					A		
	2(2) 他学で設置された総合学術情報センターについて調査を実施する。	図書委員会において、他学の総合学術情報センターについての調査を実施し、設置に当たっての課題を検討。					A		
3-1 学生による教員の授業評価等の評価結果を教員にフィードバックして、教育の質の改善に活用する。	3-1(1) 学生による授業評価(科目別、コース別)の結果を授業担当者にフィードバックし、その後の授業がどう改善されたかを調査する。	学生による授業評価を実施し、平成21年度に分析のうえ各授業担当者にフィードバックする予定。					B		
	3-1(2) 学生による教員個々の授業評価の方法を立案し、試行する。	複数の担当教員がいる臨床科目について、代表として1名の教員を選任し学生による授業評価を実施することとしており、平成21年度からは全教員の評価ができるよう体制等を整備。					A		
3-2 教員相互による授業評価の結果を活用するなど、若手教員の指導に向けた取組みを進める。	3-2(1) 教員相互による授業評価方法について検討する。	学生による授業評価の進捗を見ながら評価方法を検討する予定であり、教員相互による授業評価方法の検討は21年度以降の実施を予定。					C		
	3-2(2) 優れた教育を実践する若手教員の表彰制度について検討する。	教員相互による授業評価の検討に合わせて検討する予定であり、若手教員の表彰制度の検討は21年度以降の実施を予定。					C		
3-3 学内教育討論会、教育ワークショップなどのFDを実施し、教員の教育能力を高めるとともに、教員及び職員が一丸となって教育改革を進める。 ※ FD(Faculty Development): 教員の能力や資質の開発	3-3(1) 平成19年度に引き続き「MDプログラム奈良2006」についての学内討論会を開催する。	平成20年8月30日に医学看護学教育討論会を開催し、「MDプログラム奈良2006」や看護学科の新カリキュラムについての討論を実施。					A		
	3-3(2) 平成19年度に引き続き、教育評価のためのワークショップを開催する。	・看護学科で平成20年8月26日に「看護学科における授業の内容及び工夫の共有化」をテーマにFD研修会を開催。 ・平成20年8月31日に基礎医学や看護学科等の教員約30人が参加し、TBLについてのワークショップを実施。					A		
(4) 学生への支援に関する目標を達成するための措置		S	0	A	4	B	0	C	2
1-1 学生生活部会を中心に、学生生活実態調査を行い、学生の修学環境改善についての取組みを行う。	1-1 学生生活実態調査の調査項目を検討し、学生生活実態調査を実施する。	学生生活実態調査の調査項目を詳細に検討し、学業・精神面の問題に対する対策案として、学生相談窓口の開設、外部からのカウンセラー配置を決定し、21年度4月から実施する。					A		
1-2 平成21年度末までに学生による教育設備や学習支援体制の評価と、それをフィードバックさせる体制の構築を図る。	1-2 学生による教育設備や学習支援体制の評価項目の検討を行い、評価表を作成する。	評価項目の検討は実施したが、評価表は21年度に作成する予定。					C		
1-3 大学全体としての奨学制度の整備についての取組みを行う。	1-3(1) 授業料減免制度について、大学院運営委員会等で検討し、授業料減免規程を制定する。	大学院運営委員会及び医学科、看護学科学生生活部会において、学部生及び大学院生の授業料の減免制度について検討。					C		

中期計画		平成20年度 年度計画		法人自己評価							
				年度計画の達成状況及び評定の理由							評定
		1-3(2)	他学の奨学制度や本学学生への意向調査をもとに、本学に必要な奨学制度の検討を行う。	<ul style="list-style-type: none"> ・日本育英会が実施する奨学金のほか、県が平成20年度から実施した「緊急医師確保修学資金」(本学学生5名)、「医師確保修学研修資金」(5名の定員の内、本学から3名)や民間の奨学資金が必要な学生に対し勸めている。 ・各種奨学制度の広報を学生掲示板、ホームページ上に掲載し、積極的に学生に周知。 							A
1-4	全学生が参加する「プリセプターシステム」を活用し、屋根瓦方式で行う学生相互学習・生活支援体制の充実を図る。 ※ プリセプターシステム: 6学年を縦割りにした学生グループによる相互支援・学習システム ※ 屋根瓦方式:学年の上の者が下級生を教える指導方式	1-4	学生による自主的・主体的な取組みを学生生活担当教員が支援する。	<ul style="list-style-type: none"> ・看護学科においては、各教員のもとに各学年2～3名からなる計10～11名の学生を配置し、33班からなる平成20年度プリセプターを編成。 ・学生生活部会で検討し、学生からの相談しやすい環境を作るため、平成21年度からホームページに相談コーナーを設け、学生生活部会担当教員や外部のカウンセラーによる相談対応を実施することを決定。 ・平成21年度から年1回以上全学生を対象とした学生生活講演会を実施することを決定。 							A
1-5	全学生を学内ネットにユーザー登録し、学生控室・講義室等どこからでも常時最新情報に接続できる環境を整備する。	1-5	ユーザー登録未完学生への広報・周知を徹底し、ユーザー登録を推進するとともに、ネットワークが常時接続できる環境の整備について内容を具体化の上、今年度内の構築をめざす。	各教育協議会(一般、基礎医学、臨床医学、看護)において検討された内容について、整備詳細及び運用体制等の検討を進め、年度内構築を完了。							A
2 研究に関する目標を達成するための措置				S	2	A	22	B	17	C	3
(1) 研究水準及び研究の成果等に関する目標を達成するための措置				S	0	A	8	B	4	C	3
1	産業界、県・国の行政、本学との間でコミュニケーションを図る研究支援システムを構築し、定期的に相互理解をはぐくむ機会(シンポジウム、講演会、懇親会等)を設ける。	1(1)	産学官研究交流促進グループ主導のもと、産学官連携に向け、基調講演、シンポジウム、交流会の開催を行う。	<ul style="list-style-type: none"> ・産学官連携を推進するための諸施策を検討するため、産学官研究交流促進グループに代わり、新たに「産学官連携推進委員会」を設置、開催し、利益相反管理規程等を策定。産学連携・知的財産・利益相反ポリシー、諸規程及び推進体制等を検討。 ・平成21年2月16日、奈良先端科学技術大学院大学、奈良県及び本学との三者会議を開催し、意見交換・交流を実施。 							A
		1(2)	住居医学研究会を定期的に開催し、本学教員も研究成果を講演する。	<ul style="list-style-type: none"> ・住居医学研究会を毎月1回開催。 ・平成20年9月19日開催の第20回研究会において本学教員が講演。 ・平成21年3月19日開催の共同研究成果報告会において本学教員が各研究題目ごとに研究成果を発表。 							A
2	独創的研究テーマを積極的にとりあげるとともに、そのための研究グループの形成、研究成果の醸成を促進する研究支援システムを構築し、国際的研究を推進する。	2(1)	学術研究で優れた業績をあげた教員に対し「中島佐一学術研究奨励賞」を授与し、その研究成果を発表する講演会を開催し、他の研究者の研究意欲の醸成を図る。	<ul style="list-style-type: none"> ・平成20年7月8日に第15回中島佐一学術研究奨励賞の授与式及び受賞者講演会を開催。 ・第16回中島佐一学術研究奨励賞を募集し、受賞者2名を決定。 							A
		2(2)	平成21年度文部科学省科学研究費補助金応募前に効果的な応募に関する説明会を開催し、啓発する。	平成20年10月2日、平成21年度文部科学省科学研究費補助金応募前に説明会を開催し啓発。							A
		2(3)	競争的資金を確保した研究者に科学研究費補助金説明会等において、その成果を発表する機会を設ける。	平成20年10月2日、平成21年度文部科学省科学研究費補助金応募前に開催した説明会において成果を発表する機会を設けた。							A

中期計画	平成20年度 年度計画	法人自己評価	
		年度計画の達成状況及び評定の理由	評定
3 本学を中心にした、臨床応用研究推進の基盤としての奈良メディカルネットワークを構築する。 ※ 奈良メディカルネットワーク： 医療情報・技術の提供等のほか、県全域の医療・福祉レベルが等しく向上するよう、本学が奈良県を中心とした地域の臨床試験・臨床研究、さらには高度先進医療の受け皿として総合医療の拠点機関としての役割を果たす必要がある。 この一環として、総合医療情報システムを基に構築を目指す県内医療情報ネットワークを活用して、当該システム、本学の臨床治験及び地域連携推進部門等と県、関係機関及び県内医療機関との臨床応用研究等に関するネットワーク化を推進していく上で調整機能を担う機関	3(1) 県立三病院における電子カルテ導入の時期や、本学と県内各医療機関等との医療連携のあり方等に関する県の検討状況、あるいはそれに伴う取組み方針の内容に留意しながら、奈良メディカルネットワーク構築検討に向けた意見交換を行うワーキンググループの設立を検討する。 構成メンバー案 ・県立医科大学 ・県立病院 ・県医師会 ・県医療管理課 等	・奈良メディカルネットワークの構築をイメージしつつ、平井病院、平尾病院、平成記念病院及び橋本クリニックの4病院と放射線検査に係る画像データの連携について検討・協議。 ・奈良メディカルネットワーク構築検討に向けた意見交換を行うワーキンググループの設立等に向けて県と協議を開始。	C
	3(2) 臨床試験部門の設立・充実に向け、支援体制の構築等推進方策を検討するとともに、県内各関係機関との連携を図る。	・CRCの育成方法や必要スタッフに関する情報収集。 ・CRCの登用に関し、他学の募集状況等情報を収集。 ・治験に係る国内の市場規模の動向等について検証し、市場が大幅に縮小していることを確認。	C
	3(3) SMOの活用状況を踏まえ、CRC等の登用・育成による効果分析を進める等臨床試験等の効率的・効果的推進を図るための手法について検討を深め、具体化を進める。 ※ SMO(Site Management Organization): 治験施設支援機関。特定の医療機関(治験実施施設)と契約し、その施設に限定して治験業務を支援する機関のこと ※ CRC(Clinical Research Coordinator): 臨床試験コーディネーター。臨床試験が適正かつ円滑に実施できるようサポートする専門スタッフのこと	・CRCの育成方法や必要スタッフに関する情報収集。 ・CRCの登用に関し、他学の募集状況等情報を収集。 ・治験に係る国内の市場規模の動向等について検証、市場が大幅に縮小していることを確認。	B
4 大学全体として取り組む共同研究プロジェクトを構築、推進する。	4(1) 前年度に引き続き、教育研究担当理事を中心に、共同研究プロジェクトの推進を検討する。	・平成20年度の「住居医学」共同研究として20題目を採択済。 ・住居医学関連研究プロジェクトの充実を図るため、住居医学講座において新たに「病室環境研究」を本学内で公募し、9題を採択。	A
	4(2) 研究成果発表会での評価委員会による審査結果等を踏まえ、厳正な審査の上、平成20年度の住居医学共同研究課題を採択する。	・平成20年度の「住居医学」共同研究として20題目を採択。 ・平成21年度の採択に向けて、平成21年3月19日に開催した研究成果報告会で評価委員による研究成果の評価を実施。	A

中期計画	平成20年度 年度計画	法人自己評価									
		年度計画の達成状況及び評定の理由						評定			
5	トランスレーショナルリサーチを目指した基礎医学と臨床医学の連携を強化し、医学・医療への貢献を目指す。 ※トランスレーショナルリサーチ： 大学の基礎的研究成果を附属病院において臨床応用するための体制	5	文部科学省等の各種の大学教育改革支援策への申請を検討する中で、基礎医学と臨床医学の連携強化の方策を盛り込めるかどうかの検討を行う。	文部科学省等における各種大学教育改革支援策の募集の機会をとらえて、基礎医学と臨床医学の連携強化の方策を盛り込めるかどうかを検討。						A	
6	国内外との共同研究を奨励する。	6(1)	国内外との共同研究を推進し、留学生の派遣と受け入れを推進する。	平成20年4月30日、オックスフォード大学との学術交流協定を締結。 平成19年度に締結した外国との共同研究(スウェーデン医薬品開発会社、アメリカ医療機器メーカー)を推進。						B	
		6(2)	教育研究担当理事を中心に、具体的な方策を検討していく。	産学官連携を推進するための諸施策を検討するため、産学官研究交流促進グループに代わり、新たに「産学官連携推進委員会」を設置、開催し、利益相反管理規程等を策定。産学連携・知的財産・利益相反ポリシー、諸規程及び推進体制等を検討。						B	
		6(3)	国際交流センターにおいて、国内留学生の派遣と受け入れの支援体制について検討する。	国際交流委員会を開催し、平成21年4月1日から国際交流センターを設置することを決定。						C	
7	産学官共同研究を積極的に推進する。	7	産学官連携を推進するための前提となる利益相反等の規程・体制の整備を行う。	産学官連携を推進するための諸施策を検討するため、産学官研究交流促進グループに代わり、新たに「産学官連携推進委員会」を設置、開催し、利益相反管理規程等を策定。産学連携・知的財産・利益相反ポリシー、諸規程及び推進体制等を検討。 ・(独)工業所有権情報・研修館が実施する「大学的財産アドバイザー派遣事業」に応募し、平成21年4月から知的財産管理をサポートする専門家1名を参与(知的財産担当)として受け入れることを決定。						B	
(2) 研究実施体制等の整備に関する目標を達成するための措置				S	2	A	14	B	13	C	0
1-1	競争的資金獲得のための方策、外部資金獲得のための受託事業等の拡大、学外との共同プロジェクト研究の企画・立案を推進するため、研究推進室を充実する。	1-1	ホームページ上に掲載している競争的外部資金の情報(文部科学省、厚生労働省等の各省庁、日本学術振興会等の各種団体)の充実を図る。	文部科学省、厚生労働省等の各省庁、日本学術振興会等各種団体の競争的資金の募集内容を学内専用の研究推進課のホームページで紹介。						A	
1-2	大学が重点的に取り組む領域や活動性の高い分野において、学内研究資金の傾斜配分を行う。	1-2,3	文部科学省等の各種の大学教育改革支援策への申請に積極的に取り組む。 講座研究費及び教員研究費の配分方法については、医学部長、研究部長、看護学科長、各教育部長等によるワーキンググループにおいて、基本方針を策定し、役員会に答申する。	文部科学省戦略的産学連携支援事業の平成21年度申請を目指し、奈良教育大学、天理大学と協議中。 ・三重大学、和歌山県立医科大学等と共同で、文部科学省大病院連携型高度医療人養成推進事業を申請したが不採択であった。 ・講座研究費及び教員研究費の配分方法について、医学部長、研究部長、看護学科長、各教育部長等によるワーキンググループを設置、開催し、基本方針等について検討中。						B	
1-3	奈良県の医療向上に寄与する重点的分野を設定し、それへの支援を行う。										

中期計画		平成20年度 年度計画		法人自己評価	
				年度計画の達成状況及び評定の理由	評定
1-4	ポストドク制度の拡充を図る。 ※ ポストドク: 博士課程修了後、研究者としての能力を更に向上させるため、引き続き大学などで研究事業に従事する者	1-4	人件費付き競争的研究経費の獲得に向け、科学研究費補助金等の応募前に効果的な応募に関する説明会を開催し、啓発する。	平成20年10月2日、平成21年度文部科学省科学研究費補助金応募前に説明会を開催し啓発。	A
1-5	若手研究者の留学支援制度を充実させる。	1-5(1)	若手研究者の留学支援制度の充実に向け、国際交流センターにおいて、留学支援の基準、財源に関して検討する。	・教員の海外留学規程において、無給休職による教員の海外留学制度を新たに規定するとともに、休職期間中の代替教員の補充を明記。	S
		1-5(2)	平成21年度文部科学省科学研究費補助金応募前に効果的な応募に関する説明会を開催し、啓発する。	平成20年10月2日、平成21年度文部科学省科学研究費補助金応募前に説明会を開催し啓発。	A
2-1	奈良先端科学技術大学院大学をはじめ関西文化学術研究都市(けいはんな学研都市)関連の大学や研究所などとの連携を図る。	2-1	同志社女子大学等との協議会やシンポジウムを開催し、連携を強化していく。	・同志社女子大学との連携推進協議会を延べ4回開催。 ・平成20年12月20日、本学において第2回シンポジウムを開催。 ・平成21年2月16日、奈良先端科学技術大学院大学、奈良県及び本学との三者会議を開催し、意見交換・交流を実施。 ・平成21年3月に県、奈良先端科学技術大学院大学及び奈良工業会と共同で文部科学省及び経済産業省に産官学連携拠点の申請を行う。	S
2-2	外国との共同研究を活発にするための、研究員の短期・長期派遣支援制度さらには外国からの共同研究者の受入れ体制を充実させる。	2-2(1)	外国との共同研究を活発にするため、国際交流センターにおいて、研究員の短期・長期派遣支援制度、さらには外国からの共同研究者の受入れ体制の充実について検討する。	・平成20年4月30日、オックスフォード大学との学術交流協定を締結。 ・平成19年度に締結した外国との共同研究(スウェーデン医薬品開発会社、アメリカ医療機器メーカー)を推進。 ・国際交流委員会を開催し、平成21年4月1日から国際交流センターを設置することを決定。	B
		2-2(2)	国際交流センターを活用し、外国との共同研究を推奨する。	・平成20年4月30日、オックスフォード大学との学術交流協定を締結。 ・平成19年度に締結した外国との共同研究(スウェーデン医薬品開発会社、アメリカ医療機器メーカー)を推進。 ・国際交流委員会を開催し、平成21年4月1日から国際交流センターを設置することを決定。	A
2-3	人事交流を含め、電子工学・物性工学・医療工学等の理工学系研究者の確保に努める。	2-3(1)	先端医学研究機構をはじめ、医工連携を充実させる。	・平成20年5月に採択された文部科学省の「都市エリア産官学連携促進事業」に本学教員が参画。 ・平成20年12月22日、早稲田大学と連携協力協定を締結。 ・平成21年3月27日、奈良先端科学技術大学院大学と相互協力協定を締結。	A
		2-3(2)	住居医学関連研究プロジェクトを充実させ、特別研究員制度の活用等により工学系の人材の登用に努める。	・平成19年度より住居医学講座で特別研究員(工学博士)1名を採用。 ・住居医学関連研究プロジェクトの充実を図るため、住居医学講座において新たに「病室環境研究」を本学内で公募し、9題を採択。	A

中期計画		平成20年度 年度計画		法人自己評価	
				年度計画の達成状況及び評定の理由	評定
3-1	研究支援体制の見直し・整備・充実を図る。	-1,2(1)	研究部長を中心に、研究支援体制の見直し・整備を推進する。また、研究用備品については、総合研究施設及び大学共同研究施設の共同研究用備品の状況の調査を行い、策定した整備計画に基づき、先端医学研究機構施設部運営委員会及びRI・動物実験・組換えDNA実験安全の各委員会等と調整しながら充実に努める。	・大学共同研究施設等については、研究部長を中心に更なる有効活用策を検討した結果、寄附講座(平成21年4月開設)及び生命システム3に必要なスペースを確保。 ・総合研究施設及び大学共同研究施設の共同研究用備品については状況調査を行った上で、集計したデータを基に整備計画を策定し、先端医学研究機構施設部運営委員会及びRI・動物実験・組換えDNA実験安全の各委員会等と調整し平成21年度予算に反映。	A
3-2	学内の施設・設備・機器・人材を目的に応じて有効活用を図る。	-1,2(2)	現存する機器の使用状況、必要性を検討し、不要なものを処分する。	・総合研究施設及び大学共同研究施設の共同研究用備品の状況調査を実施し、その結果をもとに整備計画を策定。 ・当該整備計画に基づき、現存機器の有効活用を図るとともに、不要な機器については適宜処分した。	A
3-3	<p>本学の研究成果の提供を通して社会に貢献する観点から、先端医学研究機構を拡充・発展させる。平成19年度末までに、そのための方策について検討を行い、本学の今後の寄附講座の招致や産学官連携の活性化にも寄与するものとなるようにする。</p>	3-3(1)	先端医学研究機構の部門の複数化を図る。(生命システム医科学部門を現在の2部門から3部門体制とすることについて、先行する部門の研究成果の検証等も行い、検討する。)	先端医学研究機構のあり方について、研究室等の新たなスペースの確保を含め、医学部長、研究部長を中心に検討し、生命システム3に必要なスペースについては確保。	B
		3-3(2)	先端医学研究機構検討委員会において、将来の先端医学研究機構のあるべき姿について取りまとめを行うとともに、必要な研究スペースの確保、施設についても検討を行う。	・先端医学研究機構のあり方について、医学部長、研究部長を中心に検討。 ・先端医学研究機構の研究スペースの確保等については、研究部長を中心に大学共同研究施設等の更なる有効活用策を協議する検討会において検討した結果、寄附講座(平成21年4月開設)及び生命システム3に必要なスペースを確保。	B
4-1	医療の質、臨床疫学研究の支援体制を確立する。	4-1、2、3 5-1、2、3	<p>教育研究担当理事を中心に、具体的な方策を検討していく。 また、本学における知的財産等に係るポリシーを策定する。</p>	<p>・産学官連携を推進するための諸施策を検討するため、産学官研究交流促進グループに代わり、新たに「産学官連携推進委員会」を設置、開催し、利益相反管理規程等を策定。産学連携・知的財産・利益相反ポリシー、諸規程及び推進体制等を検討。</p>	B
4-2	生命科学部門と社会医学部門の連携を図る。				
4-3	奈良県における臨床疫学研究の基幹施設としての体制づくりを図り、その成果を世界に発信する。				
5-1	研究推進室に知的財産を所管する部署を設ける。				
5-2	知的財産ポリシーに基づいて本学の知的財産を管理・運用し、産業界への権利の移転・活用促進等を効率的に行っていく。				
5-3	知的財産に関係する外部の諸機関との有機的な連携を図る。				

中期計画		平成20年度 年度計画		法人自己評価							
				年度計画の達成状況及び評定の理由							評定
6-1	臨床試験センターを設置し、臨床治験、医師主導型臨床研究を積極的に推進する。	6-1	臨床試験・医師主導型臨床研究の推進における臨床試験センターの設置効果を詳細分析するとともに、状況に応じ、ワーキンググループの設立、センター運営等の具体化を進める。	<ul style="list-style-type: none"> ・CRCの育成方法や必要スタッフに関する情報収集。 ・CRCの登用に関し、他学の募集状況等情報を収集。 ・治験に係る国内の市場規模の動向等について検証、市場が大幅に縮小していることを確認。 							B
6-2	寄附講座の招致を奨励する。	6-2	シンポジウムや講演会、産業界との相談会の開催等、多角的な取組みを進めるとともに、企業向けの大学情報をホームページ上で公開し、寄附講座の招致を推奨する。	<ul style="list-style-type: none"> ・新たに寄附講座「血栓制御医学」を平成21年4月に設置することを決定。 ・大学共同研究施設等の有効活用策を検討する中で、新たな寄附講座を立ち上げるための研究室等については確保済。 							A
6-3	産学官連携活動を進める上で必要となる専門知識に富んだ民間の人材を活用するための体制づくりを行うとともに、人材育成を図る。	6-3(1)	教育研究担当理事を中心に、具体的な方策を検討していく。	<ul style="list-style-type: none"> ・産学官連携を推進するための諸施策を検討するため、産学官研究交流促進グループに代わり、新たに「産学官連携推進委員会」を設置、開催し、利益相反管理規程等を策定。産学連携・知的財産・利益相反ポリシー、諸規程及び推進体制等を検討。 							A
6-4	平城遷都1300年記念事業の開催(平成22年)に合わせて、奈良の薬や医学の歴史に関する研究成果の発信に向けた取組み等を行う。	6-4	奈良の薬や医学の歴史に関して発信する内容や方法等について検討を行う。	<ul style="list-style-type: none"> 情報発信する内容や方法等について検討。 							B
3 診療に関する目標を達成するための措置				S	2	A	24	B	8	C	1
1-1	患者からの要望や意見を活かし、患者の満足度を向上させることができるシステムの充実・強化を図る。	1-1(1)	患者満足度調査の内容見直し等、より患者等の意見やニーズが適切かつタイムリーに把握できるよう手法の工夫・検討を行う。	<ul style="list-style-type: none"> ・平成20年7月に入院患者を対象とした患者満足度調査を実施。 ・総合相談窓口の設置等、患者の意見等を把握しやすい環境の整備について検討を行い、平成21年3月から工事に着手。 							A
		1-1(2)	患者等の意見やニーズ把握に努め、それらの解消に向け、積極的に病院経営・運営会議、病院運営協議会等に提案するなど、具体的な取組みを推進する。	<ul style="list-style-type: none"> ・「声のポスト」の意見については、関係所属に周知し、提案内容を検討。 ・一部の提案については提案内容と回答を病院運営協議会に報告するとともに、院内に掲示。 							A
		1-1(3)	産婦人科外来施設の改修を実施する。	産婦人科外来施設の改修を完了し、平成20年9月8日から稼働。							A
		1-1(4)	患者等が憩う場所の確保に努める。	<ul style="list-style-type: none"> ・平成20年4月以降敷地内禁煙を実施し、従来喫煙場所であった東屋を屋外休憩所として活用。 ・患者等が憩うことのできる場所の整備に向けて検討を行い、旧の各科救急診察室を含む救急玄関エリアを改修のうえオープンスペース等を整備することとして、平成21年3月から工事に着手 							A
1-2	予防医学や健康医学等、疾病・身体、健康管理情報を積極的に発信し、患者の意識啓発に貢献する。	1-2(1)	公開講座を定期的に開催するとともに、患者等を対象にした教育講座等を実施する。	<ul style="list-style-type: none"> ・公開講座を開催(平成20年9月、平成21年2月)。 ・2008年度日本宇宙生物科学会一般公開シンポジウムを大学の公開講座として開催(平成20年9月)。 ・腎臓病教室及び糖尿病教室等を開催。 							A

中期計画		平成20年度 年度計画		法人自己評価	
				年度計画の達成状況及び評定の理由	評定
		1-2(2)	ホームページ等により、予防医学や健康医学等に關する情報を発信する。	<ul style="list-style-type: none"> ・住居医学講座のコア継続研究として、高齢者のQOLと住居環境に関するコホート研究を継続実施。 ・より良い病室環境を研究・開発し、治療効果の向上を図るため、住居医学講座において「病室環境研究」を本学の治療・看護関係者を対象に公募し、9題を採択。 ・平成20年12月20日、本学において同志社女子大学と共催の第2回シンポジウムを開催。 テーマ「チーム医療のあり方を考える～メタボリックシンドローム対策を中心に～」 ・公開講座を開催（平成20年9月、平成21年2月）。 <p>※コホート研究： 特定の地域の人々を対象に長期間にわたってその人々の健康状態と生活習慣や環境の状態など様々な要因との関係を調査する研究</p>	A
1-3	患者に対する診療内容の説明等を迅速かつ的確に行うとともに、個人情報の適正な管理体制の構築・充実を図る。	1-3(1)	治療や検査に関する説明書(合併症を含む。)を充実させる。	クリニカルパスを治療内容の説明資料として活用するとともに、引き続きクリニカルパスの整備を推進。(21診療科で計46のパスを作成)	A
		1-3(2)	夜間・救急玄関を改修するとともに、患者の入退院支援や医療相談窓口を充実する。	<ul style="list-style-type: none"> ・平成20年7月1日に夜間の各科救急診察室をB病棟に移転。 ・個室相談室を増設するなどの相談体制の充実を図るため、旧の各科救急診察室を含む救急玄関エリアの改修詳細について協議、調整を行い、当該整備を行うこととして、平成21年3月から工事に着手。 	A
1-4	医療安全推進室等、院内検討組織の活動を一層推進し、安全管理体制の充実を図る。	1-4(1)	医療安全推進室が附属病院内のリスク情報の把握に努め、病院運営協議会をはじめとして関係委員会等に対して必要な情報提供等を行う。	<ul style="list-style-type: none"> ・平成19年度に引き続き、病院全体のインシデント・アクシデントの報告を電子カルテの端末から受信。 ・分析・対策チーム会を毎月4回開催し、そこでの検討事項を院内の必要な委員会に対して報告するとともに必要な情報を適宜提供。 ・院内リスクの一層の把握に向けて院内ラウンドの回数や人員について検討を行うとともに、提供情報の周知徹底方策について工夫を講じた。 	A
		1-4(2)	リスクマネージャー会議等の活性化、広報活動の見直し、医療安全活動の実施状況の監視など、医療安全管理委員会において決定された事項を徹底させる。	<ul style="list-style-type: none"> ・医療安全管理委員会で最終決定したリスク防止策等を周知、徹底するため、院内ラウンドを活用する等の取組みを実施。 ・リスクマネージャー会議を参加型会議としていく等会議の活性化を進めた。 	A
		1-4(3)	職員等が医療技術トレーニングを実施できる場所として設置された「医療技術トレーニングルーム」を活用し、医療安全活動を推進する。	<ul style="list-style-type: none"> ・平成20年4月に全職員、6月に1年目看護師を対象にBLS・AED使用訓練開催(合計238名参加)したのをはじめとして、各訓練やトレーニングを適宜開催。 <p>※BLS:一次救命処置 AED:自動体外式除細動器</p>	A

中期計画		平成20年度 年度計画		法人自己評価	
				年度計画の達成状況及び評定の理由	評定
		1-4(4)	医療技術トレーニング用シミュレータの充実に努める。	医療技術トレーニングに役立てるため、次の設備を充実。 ・平成20年6月：ハートシムACLSトレーニングシミュレータ 1体 ・平成20年7月：ECS救急ケアシミュレータ 1体 ・平成20年8月：採血・静注シミュレータ 2組(上肢2本/組) ・平成20年9月：幼児実習モデル(リンゴちゃん) 1体 小児看護実習モデル(まーちゃん) 1体 ・平成21年3月：採血・静脈注射シミュレータ 10組	A
1-5	病院機能や診療環境に対する評価制度の導入についての取組みを行う。	1-5	病院運営の問題点の洗い出しを実施継続するとともに、病院機能や診療環境に対する評価制度の導入について検討を進める。	病院機能評価の受審や認可に向けて他学の認可状況や経費、スケジュール等に関する情報を収集しており、今後問題点の検証、解決策の検討等の取組みを進める。	A
2-1	高度先進医療の積極的な開発・提供を目指す。また、臨床試験、医師主導型臨床研究の実施を目指した体制を整備し、新情報を発信する。	2-1(1)	診療各科で行っている先進医療に係わる研究を調査し、高度先進医療への申請作業を促進させる。	先進医療として、次の7件を届出・承認。 ・インプラント義歯(歯科口腔外科) ・骨髄細胞移植による血管新生療法(循環器・腎臓・代謝内科) ・超音波骨折治療法(整形外科) ・腫瘍性骨病変及び骨粗鬆症に伴う骨脆弱性病変に対する経皮的骨形成術(放射線科) ・胸部悪性腫瘍に対するラジオ波焼灼療法(放射線科) ・骨腫瘍のCT透視ガイド下経皮的ラジオ波焼灼療法(放射線科) ・強度変調放射線治療(放射線治療科)	A
		2-1(2)	臨床試験、医師主導型臨床研究の推進に向け、支援体制の構築等推進方策を検討するとともに、奈良メディカルネットワーク構築のためのワーキンググループ設立を検討する。	・CRCの育成方法や必要スタッフに関する情報収集。 ・CRCの登用に関し、他学の募集状況等情報を収集。 ・治験に係る国内の市場規模の動向等について検証。 ・奈良メディカルネットワーク構築検討に向けた意見交換を行うワーキンググループの設立等に向けて県と協議を開始。	C
		2-1(3)	ホームページ等により、高度先進医療に関する情報を発信する。	現在実施している技術については、ホームページに掲載済。	A
2-2	高度救命救急センター、総合周産期母子医療センター、感染症センター、精神医療センター等がそれぞれの機能を十分に果たす。	2-2(1)	県との連携・協力の下、総合周産期母子医療センターの整備を進め、早期稼働を目指す。	・平成20年5月に暫定整備工事を完了し稼働。 ・本格整備にかかる設計委託を完了。	B
		2-2(2)	高度救命救急センター、感染症センター、精神医療センター等が十分に機能を果たすことができるよう、県との連携を密にしながら確実な運営に努める。	・平成19年度に引き続き、看護師等スタッフの維持・充実に努めた。 ・救命救急診療機能の集中化等に伴う効率的・効果的な運営を目指す、各科救急機能を移転。 ・平成20年5月に総合周産期母子医療センターを設置。	A
2-3	平成20年度末までに、関係診療科が有機的に連携し、患者に対する全人的・総合的医療の提供に努め、疾病を臓器を越えて病因別にとらえた統合的な医療システムの構築に向けた取組みを行う。	2-3	疾病を臓器を越えて病因別にとらえた統合的な医療システムの構築に向けて検討を続ける。	・緩和ケア外来、脳卒中センターの整備について検討し、平成21年2月から、一部、工事に着手。	B
2-4	患者動向の変化や医療技術の進歩等にも柔軟に対応できるよう、診療科組織・体制の見直しに努める。	2-4	患者動向の変化や医療技術の進歩等にも柔軟に対応できるよう、診療科や検査部門等の組織・体制の見直しに努める。	診療科や検査部門等の組織・体制の充実に向けて、緩和ケア外来、脳卒中センターの整備について検討し、平成21年2月から、一部、工事に着手。	A

中期計画		平成20年度 年度計画		法人自己評価	
				年度計画の達成状況及び評定の理由	評定
2-5	特定機能病院に相応しい医療機器の整備を行う。	2-5	特定機能病院等本院の位置付け、役割に相応しい医療機器の整備を行う。	<ul style="list-style-type: none"> ・総合周産期母子医療センター集中治療部門の備品を整備充実。 ・待ち患者解消と高度な医療を実施するため、3テスラのMRIを新規に設置。 ・今後も経営の視点を踏まえながら、高度な医療が提供できる備品を整備。 <p>※テスラ:磁気の強さ(磁束密度)の単位</p>	A
3-1	卒後臨床研修センターを中心として、臨床研修プログラムや専門医養成プログラム等研修カリキュラムの充実を図るとともに、臨床研修・臨床実習に専念できる体制整備を推進する。	3-1(1)	臨床研修医や医員からの意見も参考にしながら、臨床研修プログラムや専門医養成プログラム等研修カリキュラムの充実を図る。	<ul style="list-style-type: none"> ・平成21年度の臨床研修プログラムにおいて、地域病院履修期間を設定し、プライマリーケア研修の充実を図ることを決定。 ・平成22年度に向けて、医師不足診療科に対応した研修プログラムを検討中。 	A
		3-1(2)	臨床研修医や医員が臨床研修や臨床実習に専念できるよう、体制整備や研修環境の改善等を推進する。	<ul style="list-style-type: none"> ・平成20年7月から臨床研修センター付准教授を配置。 ・平成20年4月から臨床研修医全員にPHSを配備するとともに男女別の当直室を整備。 ・新たな臨床研修センターの整備を検討。 	A
3-2	優秀な医療人を確保するため、医員について処遇の充実に取り組む。	3-2(1)	優秀な医療人を確保するため、医員の処遇についても検証を行う。	<ul style="list-style-type: none"> ・医員が緊急に呼び出しを受け医療業務を行った場合に支給する手当を新設(1回5,000円)。 ・医員処遇対策検討委員会を設置。 ・優秀な医療人を確保するため、経験年数に応じた月給制を導入。 	A
		3-2(2)	優秀な医療人を確保するため、医員・臨床研修医に係る研修環境や処遇等の改善・充実を図る。	<ul style="list-style-type: none"> ・人件費総額に留意しながら、引き続き給与水準を検証。 ・新たな臨床研修センターの整備を検討。 	B
3-3	医師・看護職者・コメディカル等医療関係職員の高度な専門的知識と能力養成のため、職種ごとに研修等の充実を図る。	3-3(1)	医師・看護職者・コメディカル等医療関係職員に高度な専門的知識と能力を修得させるため、必要な研修会等への派遣を推進する。	<ul style="list-style-type: none"> ・認定看護師教育課程については、平成20年度は1名受講、21年度は5名受講決定。 ・看護師2名及びME1名が大学院医学研究科修士課程に入学。 	B
		3-3(2)	専門的知識や能力を身に付けさせるため、職種毎に附属病院内において実施する研修を継続するとともに、研修の充実・強化に向け、研修内容の見直し等を行う。	<p>各職種ごとに研修を実施。</p> <p>看護部:入職時研修、看護主任レベル研修、静脈注射実施研修(国庫補助)等 その他:NST(1回/月) 院内感染セミナー(2回)</p> <p>※NST:奈良県立医科大学附属病院栄養サポートチーム</p>	A
3-4	臨床研修協力病院との連携を深め、地域医療を担う優秀な人材の輩出に努める。	3-4	関連臨床研修協力病院との連携を緊密にし、当該病院との情報交換を一層推進するとともに、臨床研修医に対し、地域医療に関する諸情報の提供等に努める。	<ul style="list-style-type: none"> ・平成21年度の臨床研修プログラムにおいて、新たに地域病院研修等の医療機関として、独立行政法人国立病院機構奈良医療センターのほか5つの医療機関の参画を得ることを決定。 ・平成20年11月に本院及び関連臨床研修協力病院の医師を対象とした臨床研修指導医講習会を開催。 	A
3-5	臨床試験、医師主導型臨床研究の実践を担う研究者・コーディネーターの育成を図る。	3-5	臨床試験、医師主導型臨床研究の実践を担う研究者・コーディネーターの育成に関し、その方策検討や効果分析等を進める。	<ul style="list-style-type: none"> ・CRCの育成方法や必要スタッフに関する情報収集。 ・CRCの登用に関し、他学の募集状況等情報を収集。 ・治験に係る国内の市場規模の動向等について検証、市場が大幅に縮小していることを確認。 	B

中期計画	平成20年度 年度計画	法人自己評価									
		年度計画の達成状況及び評定の理由						評定			
4-1	大和路情報ハイウェイネットワークと総合医療情報システムを有効に活用し、地域医療機関との医療情報連携において中心的な役割を担い、「大和路医療情報ネットワーク」の構築に貢献する。	4-1	県との連携・協力の下、大和路情報ハイウェイネットワークと総合医療情報システムを有効に活用し、地域医療機関との医療情報連携の推進に努めるとともに、「大和路医療情報ネットワーク」の構築に向けて検討を進める。	総合医療情報システム及び同システムデータベース等を有効に活用した地域医療連携の推進方策として、平成21年1月に地域医療連携システムの整備、運用を行うとともに、地域医療連携パスの作成、また同パスの運用テストに着手。 ・放射線画像連携ネットワークについて近隣病院の意見を聞く会議を開催。(1回)						B	
4-2	県の医療施策の立案等に積極的に参画するとともに、県立病院やへき地医療機関をはじめ県内の医療・保健施設における医師等の確保のため、人事交流の体制整備を図る。	4-2(1)	県の医療施策の立案等に積極的に参画・協力する。	県からの要請或いは検討内容の重要性等に基づき、県が設置する奈良県地域医療等対策協議会等に参画、協力。						S	
		4-2(2)	県とも協議をしながら、地域医療センター及び渉外委員会を活用し、人事交流を推進する。	地域医療センター及び渉外委員会を活用し、人事交流を推進。						B	
		4-2(3)	県とも協議しながら、県立病院やへき地医療機関をはじめ県内の医療・保健施設における医師等の確保のため、関連諸情報の提供・発信、人事交流の体制整備を図る。	県の地域医療センターにおいて人事交流の体制整備を図った。						B	
4-3	地域医療機関の医療水準の向上のため、医師・看護職者・コメディカル等の派遣や診療情報の提供、研修等の支援を行う。	4-3(1)	地域医療機関の医療水準向上のため、最先端医療情報・技術・人的資源を提供するとともに研修会等の開催支援を行う。	・連携医療機関間の情報交換等の場である「病診連携のつどい」に参加し、その開催を支援。 ・平成20年6月、脳神経外科とかかりつけ医との連携に関するポスターを発行。						A	
		4-3(2)	医療連携の資質向上を図るため、地域連携クリティカルパス作成に向け必要条件等の整理を行う。	・平成20年5月：地域医療連携ワーキング委員会を発足し、以後関連病院との合同ミーティング等を開催して、地域医療連携クリティカルパス(脳卒中等)の作成に着手。(平成20年10月に完成。) ・平成20年12月：3医療機関とネットワーク連携し運用を開始。 ・平成21年3月：がん地域医療連携クリティカルパスに着手、WGを再編成し、実施に向けて調整。						S	
4 社会との連携、国際交流等に関する目標を達成するための措置				S	0	A	5	B	2	C	2
1-1	大学で得られた成果を体系的に発信する大学主催の市民公開講座を充実させる。	1-1	定期的を開催している公開講座を充実させる。	・公開講座を開催(平成20年9月、平成21年2月)。 ・2008年度日本宇宙生物科学会一般公開シンポジウムを大学の公開講座として開催(平成20年9月)。						A	
1-2	附属病院は患者等を対象に教育講座等を主催し、健康啓発活動を推進する。	1-2	附属病院主導の各診療科の健康教育講座を、附属病院患者・家族、一般市民を対象に学内で開催・充実する。	腎臓病教室及び糖尿病教室を継続して開催。						A	
1-3	地域住民や医療者の健康教育の推進に資するため、民間企業とも連携し、公開講座や生涯教育等の学習機会を積極的に提供する。	1-3	各診療科等で行っている公開講座や生涯教育等のうち、一般市民等に公開可能な内容・情報については、大学ホームページ等を用いて積極的に発信する。	・各診療科で発信している情報について調査。 ・情報発信の方法や運用等について検討。						C	
1-4	地域の小中高生等に対して、健康科学への興味・関心を高め、健康予防医学の認識・実践を促す健康科学教室を積極的に開催する。	1-4	地域の小・中学校、高等学校に対して、健康予防医学の認識・実践を促す健康科学教室開催などに関する調査を行い、本年度からの実施を検討する。	・平成20年9月27日、小中高生も含む一般県民を対象に「宇宙での健康な長期生活」と題し、宇宙飛行士の向井千秋氏を招いて公開講座を実施。 ・地域の高校生に対して高大連携教室を開催(平成20年7月：橿原高校、9月：奈良女子大学附属高校)						A	

中期計画		平成20年度 年度計画		法人自己評価							
				年度計画の達成状況及び評価の理由					評価		
2-1	国際交流センターの設置を推進し、外国人研究者、留学生の受入れ体制、修学体制を整備する。	2-1(1)	国際交流センターにおいて、国際交流に関する指針の策定を検討する。	・国際交流委員会を開催し、平成21年4月1日から国際交流センターを設置することを決定。					B		
		2-1(2)	国際交流センターにおいて、学内の国際交流(学術交流、留学生交流)の実態調査結果を分析し、外国人研究者、留学生の受入れ体制、修学体制の整備について検討する。	・国際交流委員会を開催し、平成21年4月1日から国際交流センターを設置することを決定。					B		
2-2	海外の大学等との学術交流を推進するとともに、諸外国の大学等との交流協定を締結する。	2-2	国際交流センターにおいて、海外の大学等との学術交流を推進するとともに、諸外国の大学等との交流協定の締結について検討する。	・国際交流委員会を開催し、平成21年4月1日から国際交流センターを設置することを決定。 ・英国・オックスフォード大学と5年間の学術交流協定を締結(平成20年4月)。 ・タイ国・チェンマイ大学医学部との3年間の学術交流協定を更新(平成21年1月)。 ・中国・福建医科大学との5年間の学術交流協定を更新(平成21年3月)。					A		
2-3	教育・研究・医療の向上を図るため学生、教員及び職員の海外研修を行う。教員についてはサバティカル制度などの研究のための長期研修制度の導入を図る。 ※ サバティカル制度: 専門分野に関する能力向上のため自主的調査研究に専念する期間を設ける制度	2-3(1)	国際交流センターにおいて、学生、教員及び職員の海外研修を行うための方策について検討する。	・教員の海外留学規程において、無給休職による教員の海外留学制度を新たに規定するとともに、休職期間中の代替教員の補充を明記。 ・学生、職員の海外研修を行うための方策について検討。					A		
		2-3(2)	教員についてのサバティカル制度などの研究のための長期研修制度の導入について検討する。 ※ サバティカル制度: 専門分野に関する能力向上のため自主的調査研究に専念する期間を設ける制度	他学の状況を調査、検討。					C		
II 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するための措置				S	1	A	32	B	10	C	3
1 運営体制の改善に関する目標を達成するための措置				S	0	A	10	B	2	C	0
1-1	理事長補佐機能を整備し、理事長がリーダーシップを発揮できる体制を整備する。また、新たに副学長を設置する。	1-1(1)	役員会を定期的で開催し、理事長のリーダーシップに基づく機動的な法人運営を行う。	役員会を毎週1回定期的に開催し、理事長のリーダーシップに基づく機動的な法人運営を実施。					A		
		1-1(2)	附属病院長を専任とし、理事長補佐機能を強化する。	平成20年4月から附属病院長を専任化。					A		
1-2	幅広い視野からの法人運営を可能とするため、経営審議会委員及び教育研究審議会委員のみならず、理事に学外者を登用する。	1-2	経営審議会委員、教育研究審議会委員及び理事に学外者を登用する。	・平成19年度から経営審議会委員について6名の学外者を登用済。 ・平成19年度から副理事長に学外者を登用済。 ・教育研究審議会委員への学外者の登用について検討。					B		
1-3	教授会、教授会議機能の見直しや各種委員会の統廃合を行い、効率的な法人運営を図る。	1-3(1)	役員会、経営審議会及び教育研究審議会のほか、教授選考会議を設置することに伴い、教授会・教授会議機能の見直しについては、平成19年度から実	平成19年度から実施済。					A		

中期計画		平成20年度 年度計画		法人自己評価							
				年度計画の達成状況及び評定の理由					評定		
		1-3(2)	大学及び附属病院に設置している各種委員会について、随時、必要性の検討を行い、統廃合を促進するとともに、必要に応じて新たな委員会の設置を行う。	<ul style="list-style-type: none"> 新たに産学官連携推進委員会を設置(平成20年6月)。 病院経営・運営会議或いは病院運営協議会の設置目的やその重要性等を踏まえ、構成メンバーの見直し等を実施。 事故調査委員会に外部委員を追加(平成20年9月)。 中期計画の着実な推進を図るため、中期計画推進委員会を設置(平成21年2月)。 	A						
1-4	各理事と各事務組織が連携できるような体制を整備することにより、理事がそれぞれの職務を効率的かつ効果的に果たすことができるようにする。	1-4	各理事の業務について、担当事務部局が連携し、効率的、効果的に業務を遂行する。	担当事務部局が連携し業務を遂行。	B						
1-5	学長及び副学長の選考に際して、事務職員やメディカル等の参画を図り、教員及び職員が一体となって大学運営に積極的に取り組む体制の整備を図る。	1-5	学長及び副学長の選考に際して、事務職員やメディカル等の参画を図り、教員及び職員が一体となって大学運営に積極的に取り組む体制の整備を図ることについては、平成19年度から実施済。	平成19年度から実施済。	A						
2-1	専任化された附属病院長の役割を明確化するとともに、権限の強化を図ることによって、病院運営管理機能の向上を図り、効率的かつ効果的な病院運営を推進する。	2-1(1)	専任の附属病院長の役割を明確化し、権限の強化を図るとともに、執行組織・体制の整備、充実を図ること等によって、効率的かつ効果的な病院運営を推進する。	看護部門の重要性に鑑み、病院長権限の強化の一環として、看護副部長を5名(うち2名は兼務)から8名(うち3名は兼務)へ増員。	A						
		2-1(2)	病院経営・運営会議等の適切な運営と迅速な病院運営方針の策定を推進すること等により、附属病院長の補佐体制を強化し、病院運営管理機能の向上を図る。	病院経営・運営会議等において、診療報酬に係る減点率の悪化に速やかな対応を図るとともに、各月末及び月中旬にベッドの稼働状況を取りまとめ、これをチェックする体制を整備。	A						
2-2	附属病院長の諮問機関として病院経営委員会を設置するなど、附属病院長のサポート体制を確立する。	2-2	患者動向の変化、医療技術の進歩、国及び県における医療行政・施策の改正等の状況に応じて病院経営委員会等、附属病院長の諮問機関の設置を検討する。	<ul style="list-style-type: none"> 本院内で発生した諸問題への対応など、状況に応じて、適宜、諮問機関の設置を検討。 医療用備品の購入に当たっては、経営コンサルタントとアドバイザリー契約を締結し、価格交渉を有利に進めた。 SPD契約業者に購入業者・価格交渉支援を指示。 	A						
2-3	病院運営協議会のほか病院運営に関する各種委員会について、その役割等の見直しを行い、統合・再編等を検討する。	2-3	附属病院に設置している各種委員会について、その必要性を再検証の上、状況に応じ統廃合を進めるとともに、必要に応じて新たな委員会の設置を検討する。	<ul style="list-style-type: none"> 平成20年9月に、事故調査委員会に外部委員を追加。 経営審議会に副院長3名が新たに参加。 病院経営・運営会議に病院内各課長が新たに参加。 	A						
2-4	病院内において適正な貢献度評価とメットシステムの確立を目指すとともに、各診療科の経営指標や特性等を勘案して、効率的かつ効果的な病院経営がなされるよう予算や人材の適正配分に努める。	2-4	評価システムの構築に向けて、各診療科毎の経営指標や特性等のとりまとめ、評価指標の設定等に関し、検討を進める。	<ul style="list-style-type: none"> 各診療科毎収支の作成を目指し、関連情報の収集あるいは現状データの保有状況について確認。 経営支援システムの開発を進め、標準的な配賦ルールでのシステム構築を概ね完了。 物流システムの導入やトライアルの状況等に留意するとともに、当該システムデータの保有形態等の把握、確認に努める。 	A						
2 教育・研究・診療組織の見直しに関する目標を達成するための措置				S	0	A	2	B	2	C	2
1-1	教育・研究・診療の各組織のあり方を検討し、弾力的な運営形態の実現を目指す。	1-1(1)	教育・研究・診療の各組織について、弾力的に見直しを行う。	定年を迎える教授の後任選考の際、当該分野について教育・研究の成果、医療政策等を分析し、組織について弾力的に見直しを実施。	A						
		1-1(2)	病院教授制度の導入についての検討を行う。	他学の導入状況を把握するとともに、制度のメット・デメットを検証。	C						

中期計画		平成20年度 年度計画		法人自己評価							
				年度計画の達成状況及び評定の理由				評定			
1-2	研究組織と診療組織との関係を明確にし、教育・研究・診療に係る教員の権限と責任の明確化を図る。	1-2	臨床系講座・病院各部門における教育・研究・診療に関する教員の権限と責任の明確化に向けた検討を行う。	診療組織のあり方、特に診療科部長の権限と責任について検討。				B			
1-3	教育・研究・診療に関する組織・個人の評価に、学生、教員及び職員並びに患者、関係機関等の外部の視点からの評価を加え各組織の活性化・編成・見直しに必要な評価システムの導入を図る。	1-3,4	教育・研究・診療の各組織の活性化・編成・見直しを進めるための評価システムの導入について、今後、ワーキンググループを設置し、検討する。	評価システムの導入について検討。				C			
1-4	これらの評価システムは、昇進、表彰、任期制に連動させ、優秀な人材の確保に努められるよう、随時見直しを行い環境変化に対応させる。										
1-5	在学中の学生評価のみならず、卒業生の追跡調査・評価を行うことにより、教育システムの恒常的改善を図る。	1-5	学生のフォローアップのため、実施方法等を同窓会とも協議し、追跡調査を実施していく。	<ul style="list-style-type: none"> ・医学科同窓会から卒業者の名簿を取得し、就業状況(県内県外の状況等)を把握。 ・医学科同窓会と協議し、在学生の保護者に対し、年2回、同窓会誌に加え学報や大学ニュース等の送付を開始。 				A			
1-6	重点的研究テーマの推進体制等については、全学的な視点から戦略的に対応する。	1-6	文部科学省等の各種の大学教育改革支援策への申請に積極的に取り組む。	<ul style="list-style-type: none"> ・文部科学省戦略的連携支援事業の平成21年度申請を目指し、奈良教育大学、天理大学と協議中。 ・三重大学、和歌山県立医科大学等と共同で、文部科学省大病院連携型高度医療人養成推進事業を申請したが不採択であった。 				B			
3 教員及び職員の人事の適正化に関する目標を達成するための措置				S	1	A	17	B	5	C	1
1-1	奈良県大学連合加盟大学をはじめとした県内の教育・研究機関が連携して、教員の適性を考慮し、専門的能力を有した人材を育成する。その上で、相互に人事交流を積極的に行うことにより教員構成の多	1-1	奈良県大学連合加盟大学をはじめとした県内の教育・研究機関が連携して、専門別の研修会を実施する。研修会では参加者相互の交流を積極的に図る。	<ul style="list-style-type: none"> ・奈良先端科学技術大学院大学との相互協力に関する協定を締結(平成21年3月)。 ・大学連合の事業としての「FD情報交換会」に参加するとともに、引き続き各教室における交流の促進に努める。 				B			
1-2	多様な知識・経験を有する教員の学問的交流を促進し、教育・研究・診療機能の活性化を図るため、すべての教員について、任期制(任期6年)の導入を推進する。	1-2	平成19年度から実施済みであり、今後採用する教員について任期制を適用する。	<ul style="list-style-type: none"> ・平成19年度に引き続き新たに採用する教員に任期制を適用。 ・再任審査委員会を設置し、再任審査を開始。 				A			
2-1	高い専門性を有した職員を育成するため、コメディカル等を対象とした教育・研修のプログラムを計画・実施する。さらに、その実施状況や問題を把握し、より進んだ研修を定期的実施する。	2-1	高い専門性を有した職員を育成するため、コメディカル等を対象とした教育・研修プログラムの検討・計画・実施を行う。	<ul style="list-style-type: none"> ・平成20年10月から1名が認定看護師教育課程を受講。 ・看護師2名及びME1名が大学院医学研究科修士課程に入学。 				B			
2-2	県内外のコメディカル等の教育・研修の受入れを行い、医療専門職員の育成を図る。	2-2	県内外のコメディカル等の教育・研修の受入れを行い、医療専門職員の育成を図る。	看護専門学校等から看護師等実習生(363人)を受入。				A			
2-3	専門知識を必要とする病院事務部門への専門事務職員の登用を図る。	2-3	医事請求業務、医療相談業務等の病院事務部門に、それぞれの専門職員を登用し、スキルアップのための方策を講じる。	<ul style="list-style-type: none"> ・平成20年4月に医療相談窓口看護師及び社会福祉士の専門職員を配置し、相談体制を充実。 ・平成20年7月には医事請求の専門知識を有する人材を嘱託職員として配置。 ・平成20年4月新規採用の病院事務職員及び希望する院内の事務職員等に対し、医事請求にかかる研修等を実施し、スキルアップを図った。 				S			

中期計画	平成20年度 年度計画	法人自己評価	
		年度計画の達成状況及び評定の理由	評定
2-4 職員の採用に当たっては、必要な人員の確保、実務能力を有する者の確保、採用時の公平性の確保の観点に留意し、嘱託等の非常勤職員や民間の有為な人材の活用を図る。	2-4(1) さらに優秀な職員を確保できるような採用試験の方法を検討する。	事務職員採用試験において、エントリーシート及びSPI検査を実施し、知識偏重ではなく、人物重視の選考方法を実施。	A
	2-4(2) 民間の有為な人材確保に努める。	・経験・実績等を重視した採用を行うため、平成19年度から採用試験年齢制限の引き上げを実施（事務職35歳、医療職40歳）。	B
2-5 医師及びコメディカル等の労働環境整備等、処遇の改善を図る。	2-5 医師及びコメディカル等が本来業務に専念できるようにするとともに、誇りを持って働ける環境づくりに努める。	・平成19年度に引き続き、人材派遣による看護補助を配置。 ・臨床教員について、初任給水準を見直すとともに、給料調整額を支給。 ・医師及びコメディカルに病院特別業務手当（緊急医療業務従事）を支給。 （医師：5,000円/回、コメディカル：1,620円/回） ・SPD業務の委託により、物品の発注・搬入等業務負担の軽減を図る。	A
2-6 職員の知識・技術・経験の向上を図り、また、法人運営に必要な知識や経験を持った人材の確保を図るため、奈良県等との間において人事交流を実施する。	2-6 今後とも、人材確保のために奈良県等との人事交流を実施する。	全職種において、県との人事交流を実施。	B
3-1 任期制の再任評価結果を反映する方法として、一定の成果をあげた教員に対してサバティカル制度など労働意欲を高める方策の導入を図る。 ※ サバティカル制度： 専門分野に関する能力向上のため自主的調査研究に専念する期間を設ける制度	3-1 任期制の再任評価に伴い、インセンティブがはたらくような制度づくりを検討する。	サバティカル制度について検討。	C
3-2 事務・看護職者・コメディカル等の職員についても、能力及び資質の向上、適材適所への配置及び公正な処遇を図る見地から、評価制度の導入を図り、評価結果に応じた昇任や賞与等への反映についての取組みを行う。	3-2 一般職の事務・コメディカル職員への評価制度の導入を検討する。	職種毎の評価制度及び評価結果に応じた給与・賞与等への反映方法について検討し、労働組合との協議を開始。	A
4-1 状況の変化等に応じて事務組織の見直しに努めるほか、適正な人員配置を行う。	4-1 強化しなければならない業務や整理統合しなければならない業務等を精査し、機動的に適正な人員配置を行う。	必要に応じた人員配置を実施。	A
4-2 医師や看護師など職種ごとの役割分担を明確にし、本来の業務に専念できる効率的な運営を図る。これまで看護師が担ってきた看護の周辺業務等処理するために補助職員を新たに病棟に配置するとともに、病棟における投薬準備業務等に対応するための薬剤師を増員する。	4-2 これまで看護師が担ってきた看護の周辺業務や関連事務業務等を処理するための補助職員配置を継続、徹底する。	平成19年度に引き続き19所属に看護補助職員を配置。	A

中期計画		平成20年度 年度計画		法人自己評価	
				年度計画の達成状況及び評定の理由	評定
4-3	看護師の需給バランスの状況を踏まえ、看護師の実質配置基準「7対1」の導入に向けて検討を進め、看護師の確保を図る。 ※「7対1」:平均して入院患者7人に対し看護師1人が実際に勤務している状態をいう。現在の配置基準は「10対1」	4-3(1)	看護師の実質配置基準「7対1」の導入に向けた準備を進める。 看護学科卒業生の本学附属病院への就職50%以上を達成する。	<ul style="list-style-type: none"> 看護師の採用状況 平成20年度途中採用 37名 平成21年4月新規採用 131名 一方、平成20年度中に87名の看護師が退職した。 平成20年6月に本学卒業予定者を対象とした採用試験を実施(卒業生78名のうち34名を採用、就職率は43.5%)。 平成20年7～8月に、採用予定者を対象にインターンシップを実施(参加者22名)。 技術研修等を開催し、採用内定者の引き留め対策を実施。未受験の学生への働きかけを実施。 	A
		4-3(2)	看護師にとって魅力ある労働環境の整備に努める。	<ul style="list-style-type: none"> 平成19年度に引き続き、看護補助職員・病棟クレーンを配置。 平成20年2月から夜間勤務手当を引き上げ。(6,600円→10,000円) 時短委員会(平成20年7月に労働組合と共同で設置)において、各部署の超勤実態の把握を行うとともに、業務改善の具体的な方策を検討。 	A
		4-3(3)	看護師にとって魅力ある職場環境の整備に努める。	<ul style="list-style-type: none"> 看護部を中心に被服の見直しを検討。 各病棟や中央部門等の看護師用として、ノートパソコン23台を配備(平成20年9月)。 	A
		4-3(4)	看護師の育児環境整備を図るため、保育機能の充実・強化を図る。	<ul style="list-style-type: none"> 保育人数は15名/定員18名(3月末時点)。 24時間保育(週1回金曜日)を実施(19年度～)。 	A
		4-3(5)	看護師確保のための抜本的な対策を講じるための看護師確保対策本部を立ち上げ、網羅的な対策を行う。	看護師確保対策本部(平成20年2月設置)を中心に、車内広告(JR・近鉄)や県内外の看護養成機関の学校訪問、就職説明会等を精力的に実施。	A
		4-3(6)	本学看護学科及び県内看護学校の卒業生の確保を進める。	<ul style="list-style-type: none"> 本学看護学科向けの採用試験(平成20年6月)、本学以外の採用試験(平成20年8月)を実施。 さらに、50名の追加募集を実施。 採用予定者を対象にインターンシップを実施(平成20年7～8月、参加者22名)。 技術研修等を実施、内定者の引き留め対策を実施。また本学を未受験の学生への働きかけを実施。 	A
		4-3(7)	他府県の看護学生の獲得に向けて活動する。	<ul style="list-style-type: none"> 鹿児島県会場において採用試験を実施(平成20年8月、採用実績1名)。 病院幹部による看護養成機関の訪問を実施。 	A
		4-3(8)	仕事に就いていない看護師の掘り起こしを推進するとともに、看護師の実質配置基準「7対1」の導入に向けて検討を行う。	<ul style="list-style-type: none"> 離職看護師向けの講習会を開催(平成20年6月)。 車内広告(JR・近鉄)や県内外の看護養成機関の学校訪問、就職説明会等を精力的に実施。 	A
		4-3(9)	看護師宿舎としてワンルーム・マンションの確保を図る。	住宅の必要戸数を確認後、住宅業者の選定を行い借り上げ契約を締結。(希望者全員の住宅を確保) 入居条件等を定め、採用予定者にワンルーム・マンションを提供。	A

中期計画		平成20年度 年度計画		法人自己評価							
				年度計画の達成状況及び評定の理由							評定
4-4	多様な雇用形態の採用や外部委託の導入に努める。	4-4(1)	各部門において、外部委託可能な業務を精査した上で、業務整理を検討するとともに、業務の見直し実施で、正規職員・非正規職員の配分を検討する。	・各部門において、業務整理を検討、移行。 ・栄養管理部の朝食業務を外部委託化(平成20年10月～)、地域医療連携の強化、知的財産アドバイザーの配置を決定(平成21年4月～)等							A
		4-4(2)	業務の整理に基づき、多様な雇用形態の採用や外部委託の導入を図る。	栄養管理部の朝食業務を外部委託化(平成20年10月～)。							B
4 事務等の効率化・合理化に関する目標を達成するための措置				S	0	A	3	B	1	C	0
1-1	事務組織、事務分掌及び事務権限を抜本的に見直し、フラットで効率的な事務組織への再編を行う。	1-1	事務組織、事務分掌及び事務権限の見直しを行い、効率的な事務組織への再編を行う。	地域医療連携室への人員配置による病病、病診連携などの「前方支援」の取組を開始。							A
1-2	事務組織の恒常的な見直しを行い、機動力のある組織を維持する。	1-2	強化・整理統合が必要な業務等を精査し、必要に応じて、事務組織を再編する。	地域医療連携室への人員配置による病病、病診連携などの「前方支援」の取組を開始。							A
2-1	情報システム化の推進により、事務処理の省力化・迅速化・簡素化・効率化を図る。	2-1	新たに導入した財務会計システムや人事給与システム等を活用し、事務処理の省力化・迅速化・簡素化・効率化を図る。	給与システムによる支給対象者(教室職員)の拡大(平成21年4月～)に向けた準備を実施							B
2-2	業務内容等を分析・検討し、外部委託を図る。	2-2	各部門において、外部委託可能な業務を精査し、費用対効果を検証し、外部委託を推進する。	栄養管理部の朝食業務を外部委託化(平成20年10月～)。							A
Ⅲ 財務内容の改善に関する目標を達成するための措置				S	3	A	25	B	9	C	0
1 外部研究資金その他の自己収入の増加に関する目標を達成するための措置				S	1	A	14	B	7	C	0
1-1	競争的外部資金獲得のため、文部科学省科学研究費補助金の申請を全教員が1件以上行い、採択件数・採択額ともに中期目標期間中に法人化前に比して20%の増加を目指す。 医学分野のみならず他の分野の研究費公募に関する情報も収集し、学内に周知するとともに、いち早く競争的外部資金の公募に応じられるようにするため、研究推進室の充実を図る。	1-1(1)	文部科学省科学研究費補助金の申請促進については、制度や応募の説明会等において、引き続き啓発していく。	平成20年10月2日、平成21年度文部科学省科学研究費補助金応募前に説明会を開催し啓発。							A
		1-1(2)	奈良県立医科大学・同志社女子大学連携推進協議会において、文部科学省GPプログラムに取り組むこと等を検討し、充実を図る。 ※ GPプログラム(Good Practice Program): 大学等が実施する教育改革の取組みから、優れたものを選び支援するとともに、その取組を広く情報提供して、教育改革に取り組むことを促進し、大学教育改革を進めること	同志社女子大学との連携推進協議会において、両大学の教員が共同で申請可能な科学研究費補助金等について検討を行ったが、共同申請には至らなかった。							B
1-2	産学官連携の推進体制の強化や研究活動状況の積極的な公開を通じて、外部研究資金の受入れを促進する。	1-2	産学官研究交流促進グループの主導のもと、産学官連携の推進に努める。	・産学官連携を推進するための諸施策を検討するため、産学官研究交流促進グループに代わり、新たに「産学官連携推進委員会」を設置、開催し、利益相反管理規程等を策定。産学連携・知的財産・利益相反ポリシー、諸規程及び推進体制等を検討。 ・住居医学研究会を毎月1回開催。 ・平成21年2月16日、奈良先端科学技術大学院大学、奈良県及び本学との三者会議を開催し、意見交換・交流を実施。							A

中期計画	平成20年度 年度計画	法人自己評価	
		年度計画の達成状況及び評定の理由	評定
2 研究推進室を充実させ、知的財産権の確保に努めるとともに、産業界等からの技術相談等に対する学内人材の有効活用を図り、知的財産権の実用化をサポートする。	2 産学官研究交流促進グループを必要に応じて開催し、具体的な方策を検討していく。	・産学官連携を推進するための諸施策を検討するため、産学官研究交流促進グループに代わり、新たに「産学官連携推進委員会」を設置、開催し、利益相反管理規程等を策定。産学連携・知的財産・利益相反ポリシー、諸規程及び推進体制等を検討。 ・(独)工業所有権情報・研修館が実施する「大学知的財産アドバイザー派遣事業」に応募し、平成21年4月から知的財産管理をサポートする専門家1名を参与(知的財産担当)として受け入れることを決定。	B
3-1 附属病院の業務運営における機能面の問題点を抽出し、柔軟な解決策を設定し、速やかに対応する。	3-1 病院経営・運営会議等の適切な運営と迅速な病院運営方針の策定を推進するとともに、引き続き、問題点の抽出や柔軟な解決策の設定、迅速な対応に必要な体制の整備を行う。	病院経営・運営会議等において、診療報酬に係る減点率の悪化に速やかな対応を図るとともに、各月末及び中旬にベッドの稼働状況を取りまとめ、これをチェックする体制を整備。	A
3-2 総合医療情報システムを活用して診療科別、患者別、DPC別原価計算を行うなど、各種指標を有効に用い、適切かつ効率的な診療報酬の確保を推進する。 ※ DPC(Diagnosis Procedure Combination): 疾患を傷病名や重症度、手術・処置の有無など治療の内容等に応じて分類したもの	3-2 総合医療情報システム等関連システムデータを有効に活用して、適切かつ効率的な診療報酬を確保するための体制を確立するとともに、当体制を用い診療報酬の確保に向けた取組みを進める。	・各診療科毎収支の作成を目指し、関連情報の収集あるいは現状データの保有状況について確認。 ・経営支援システムの開発を進め、標準的な配賦ルールでのシステム構築を概ね完了。 ・総合医療情報システムに、指導管理料算定に関するチェック機能の追加着手。 ・各診療科毎収支作成のため、詳細な診療材料のコスト把握が可能となるSPDシステムを導入。	A
3-3 一定水準の病床稼働率を確保しつつ、平均在院日数の短縮を図るなどにより、診療報酬の確保に努める。中期目標期間内に病床稼働率は93%、平均在院日数(一般病棟)は17日を目指す。 ・クリニカルパスを充実させることにより、計画的な診療を実施する。 ※ クリニカルパス: 特定の疾患について、入院から退院までの治療や看護の手順を標準化し、診療の効率化や均質化、コストの削減を図る手法 ・地域連携の一層の推進を図り、患者の病状を見据えながら円滑な入院・転退院を促進する。 ・効率的な病床利用を図るため、ベッドコントロール機能を充実・強化するとともに、医療情勢を見定めた適正かつ妥当な稼働病床数の設定を行う。 ・実績に応じて診療科ごとの手術予約枠を見直すことなどにより、手術件数の増加に努める。	3-3(1) クリニカルパスの構築を推進する。 ※ クリニカルパス: 特定の疾患について、入院から退院までの治療や看護の手順を標準化し、診療の効率化や均質化、コストの削減を図る手法	クリティカルパス推進委員会により、診療科ごとの標準的な疾患についてパスを整備。 (21診療科で計46のパスを作成)	A
	3-3(2) 地域連携を一層推進するための体制を確立する。 ・紹介患者の予約診療システムを確立させ、開始する。 ・退院支援システムを更に充実させ、退院支援期間の短縮を図る。	・平成20年5月:地域医療連携ワーキング委員会を発足し、紹介患者予約診療トライアルの運用手順、帳票類の作成等を実施。 ・紹介患者事前予約診療システムを構築し、放射線治療・核医学科、整形外科、循環器・腎臓代謝内科の3診療科で運用開始。 (平成21年度には全診療科で本格実施の予定) ・退院支援に関し、支援件数、退院調整期間、在院日数において前年度を大幅に改善。 支援件数:75件→131件 支援調整期間:30.9日→15.8日 在院日数:101日→75.3日 (平成21年度には、病棟の協力も得て、関連、連携先医療機関の増加に努め、積極的な退院支援を進める予定。) ・平成21年1月に地域医療連携システムを整備。 ・検査画像の迅速かつ適切な提供のため、地域医療連携室に放射線技師を1名増員。	S
	3-3(3) ベッドコントロール機能を充実・強化するためのシステムを確立する。	病院事務部門において、各日毎のベット毎の使用状況及び入院予定状況を取り纏め、看護部長室に提供、各診療科からの要請等を踏まえ看護部長室でベッドコントロールを実施。	B

中期計画		平成20年度 年度計画		法人自己評価	
				年度計画の達成状況及び評定の理由	評定
		3-3(4)	麻酔科医・看護師等の状況を踏まえつつ、実績をベースとした診療科毎の手術予約枠の見直しを検討する。	・各診療科毎の手術の実施状況及びそれに伴う収入について調査を実施し、看護師の充足度や熟練度等の状況を踏まえながら、手術予約枠の見直しを検討。 ・平成21年4月における看護師の新規採用予定人数を踏まえ、オペ室11室稼働について検討を行う。	A
		3-3(5)	看護師の実質配置基準「7対1」の導入に向けて検討を行う。	・各稼働病床数に対する「10対1」あるいは「7対1」適用の際の必要看護師数を試算の上、「7対1」導入による経済的効果を分析。 ・平成20年度は200名の看護師の募集を行い、毎月採用を行うことによって、81名を増員(H21.4.1/H20.4.1)。	A
		3-3(6)	看護師等の充足状況を踏まえつつ、以上の取組み等により、病床稼働率は85%を維持し、平均在院日数(一般病棟)は16日を目指す。 (平成19年7月以降の実績 病床稼働率83% 平均在院日数(一般病棟)16.7日)	・新規採用看護師への教育対応等に伴い、病床稼働率は対前年度よりも低下。 ・平成20年9月より、一部稼働を見合わせていた病床のうち46床を復活。(729床→775床) ※平成20年度の実績 病床稼働率 77.0% 平均在院日数(一般病棟) 15.5日	B
3-4	診療報酬請求内容の精度を高め、診療報酬請求の一層の適正化を推進する。 ・医事請求精度調査を継続的に実施し、診療科に対して、調査結果を確実にフィードバックするとともに、診療報酬請求内容のチェックを充実し、診療請求精度の向上を図る。 ・診療報酬制度の改正への対応を確実に行うとともに、入院基本料等加算など新たな加算の取得に向けた対応を図る。	3-4(1)	病棟クレーンによる電子カルテのチェックを通じ、診療報酬請求の適正化を図る。	・平成20年3月に全ての病棟に病棟クレーンを配置済(17病棟、19人)。 ・診療報酬にかかる研修を受講させるなど、病棟クレーンのスキルの向上を図り、診療報酬請求の適正化を推進。	A
		3-4(2)	診療報酬請求精度調査を継続的に実施し、レセプトのチェック、医学管理料等の加算の適正化を期する。	・総合医療情報システムに、指導管理料算定に関するチェック機能の追加着手。	B
		3-4(3)	保険医担当者会議において、減点返戻、精度調査の結果をフィードバックする体制を構築する。	・診療科別に返戻、減点を分析し、病院運営協議会で分析資料を配布。 ・保険担当医会議においても同資料を配布、周知。	B
3-5	特殊検診業務や自由診療等の導入・実施を検討・促進し、病院使用料等の増収を目指す。	3-5	特殊検診業務や自由診療等の導入に向けた検討を行う。	・平成20年7月「妊娠と薬情報センター協力病院」に指定されたことを受けて、自費診療による外来相談を開始。 ・「緩和ケア外来」の整備に向けて検討を行い、平成21年2月より工事に着手。	A
4-1	授業料等の学生納付金や施設使用料など各種手数料については、その特性を考慮しつつ適切に料金設定する。	4-1(1)	授業料や施設使用料などの各種手数料については、他学の状況などの情報収集に努め、適正な料金設定を行う。	・大学院生(修士課程・博士課程)については県外生、外国人の入学料を県内生と同額に設定。 ・医員等の大学院入学を進めるため、現在、研究生(ほとんどが医員)や専修生の授業料について検討。 ・県立3病院の料金設定状況やその他の病院の動向を踏まえ、適宜、設定料金の見直しを実施。	A
		4-1(2)	分娩や妊婦検診等の保険外診療に係る料金の見直しを行う。	・平成20年10月から分娩等産婦人科の保険外診療にかかる料金を改定。 ・平成21年1月から産科医療補償制度への加入に伴い分娩介助料を改定。	A

中期計画		平成20年度 年度計画		法人自己評価							
				年度計画の達成状況及び評価の理由							評価
4-2	施設の有効な利活用等を推進するなど、施設使用料等の自己収入の増加を目指す。	4-2(1)	施設使用料の導入・見直しなどを通じ、施設の有効な利活用を推進するとともに、自己収入増加への取組みを行う。	<ul style="list-style-type: none"> 産科医療補償制度への加入に伴う分娩介助料の改定(30,000円増額)。 生命保険に係る文書手数料の改定(2500円→4900円)。 平成21年度から系統解剖実習に対する外部見学者から1人1回1,000円を徴収することを決定。 							A
		4-2(2)	ホームページのトップページ等への広告掲載等による自己収入増加への取組みについて検討を行う。	<ul style="list-style-type: none"> 広報誌「学報」(季刊)への広告を掲載。通年継続募集。 給料袋への広告を募集。 							A
2 経費の抑制に関する目標を達成するための措置				S	2	A	9	B	2	C	0
1-1	多様な雇用形態や外部委託の導入により人件費の抑制に努める。	1-2,3 (1)	多様な雇用形態や外部委託の導入により、人件費の抑制に努める。	栄養管理部の朝食業務を外部委託化(平成20年10月～)。							B
1-2	新たに採用する職員の給与制度のあり方について検討を行い、人件費の抑制を図る。										
1-3	以上の取組み等により、中期目標期間内に正規の教員及び職員の人件費(退職手当を除く。)の5%の削減を目指す。ただし、今後新たに県から負託された業務の実施に伴う増員により必要となる人件費については、必要に応じて別途の取扱いを行う。	1-2,3 (2)	新たに採用する職員に対し、承継職員とは異なる給与制度を導入する。	<ul style="list-style-type: none"> 平成19年度にプロパー職員の給与制度について規程を改正。 評価制度の構築と評価に基づく給与決定の導入に向け、労働組合と協議。 							A
2-1	複数年契約や調達から供給、保管までを業者が一括管理するなど多様な契約方法を活用するほか、適切な在庫管理を徹底するなどによって、医薬材料費や医療用消耗品の削減を図る。中期目標期間内に医薬・診療材料費比率については41%を目指す。	2-1(1)	診療材料や医療用消耗品について、調達から供給、保管までを一括管理する契約方法などの導入に向けて取組みを行う。また、薬剤・診療材料の費消状況等について分析を行い、それらを踏まえて、安価な同種同効薬への切替、セット材料の内容見直し等について検討を行う。	<ul style="list-style-type: none"> SPDを平成21年1月から段階的に導入し、平成21年4月から全面稼働。 輸液セットについて、納入メーカーの変更に伴う購入価の見直しを実施。サージカルマスクについても、形状等の見直しに伴う購入価の見直しを検討中。 							A
		2-1(2)	電気、ガスの使用量については、年間1%のエネルギー(電気、熱の使用量)削減に努める。また、省エネルギー・省資源に関する意識啓発を行う。	<ul style="list-style-type: none"> 次の省エネの実践に取り組む。 空調設備の運転管理の見直し。 各所属に啓発チラシを配布。(平成20年6月、11月) 昼休みの消灯、残業時の部分消灯を推進。 エネルギーセンター階段に省エネ標語を掲示。 照明スイッチ、エアコンのコントローラーに省エネのステッカー貼り啓発を行う。(平成20年12月) B・C病棟の昼間消灯を実施。(平成21年3月) 年間エネルギーの使用に係る原単位が前年度比-1.6%となった。 平成21年度から省エネパトロールを実施することを決定。 <p>※原単位:1㎡当たりの使用エネルギー量</p>							S
		2-1(3)	財務システム上の管理物品や固定資産リストを学内ネットワークを利用して公開し、共有化を図る。	<ul style="list-style-type: none"> 財務システムの少額備品及び有形固定資産を財務システムにより公開。 学内ネットワークを利用して施設(会議室等)の予約、不要物品の情報交換ができる掲示板を試作。 							A

中期計画		平成20年度 年度計画		法人自己評価							
				年度計画の達成状況及び評定の理由					評定		
		2-1(4)	消耗品等の一括契約により調達コスト削減に努める。また、委託業務等の一括契約や複数年契約の拡大に努める。	・設備機器の保守点検委託契約について平成19年度に4件、平成20年度にMRI保守点検委託等4件の長期継続契約(3年間)を締結。 ・消耗品について、SPD業務委託業者との一括供給搬送契約を締結し、平成21年1月から段階的に導入し、平成21年4月から全面稼働。					A		
		2-1(5)	取支構造等の分析結果を検証する必要があるが、上記の取組み等により、医薬・診療材料費比率については43%を目指す。	・一部の診療科外来の取支構造について調査・分析を実施し、SPDの稼働や積極的な価格交渉等により、目標に向けて努力。平成20年度診療材料比率:45.6%(平成19年度 46.0% ※ 県承継分を除き45.2%)					B		
2-2	医療機器については、その必要性や採算性を十分検証・考慮するとともに、透明性を確保しながら、機器購入に維持管理をセットした複合契約の導入、リースによる機器の整備など、購入経費等を削減することができる調達方法や契約方法の導入に向けた取組みを進める。	2-2(1)	医療機器の購入に当たっては、必要性や採算性を十分検証する。	・10百万円以上の医療機器の購入に当たっては、導入計画書により、必要性を十分精査するとともに、採算性を分析したうえで購入。 ・特に採算性については、ランニングコストも含めて、検証。					A		
		2-2(2)	引き続き、透明性を確保しながら、購入経費等を削減することができる調達方法や契約方法の導入検討を行うとともに、導入済みの調達方法や契約方法の徹底・推進を図る。	・医療用備品の購入に当たっては、複数の候補を選定し競争させているとともに、経営コンサルタントとアドバイザー契約を締結し、価格交渉を有利に進めた。					S		
2-3	医療機器の保守・点検などについては、MEセンターを積極的に活用し、運用経費の削減を図る。 ※ MEセンター(Medical Engineering Center): 医療機器について施設内で保守・点検・運用を担当する部署	2-3	MEセンターの業務見直しを行い、医療機器の保守・点検などを掌握する部門(臨床工学技士、事務職員)を充実させるとともに、医療機器の保守・点検業務の一元管理を推進する。 ※ MEセンター(Medical Engineering Center): 医療機器について施設内で保守・点検・運用	・平成20年度から臨床工学技士2名を増員し、MEセンターの機能充実を図るとともに、医療機器安全管理規程を策定し医療機器の安全管理に努めている。 ・平成21年度から、臨床工学技士を、更に1名採用。					A		
2-4	総合医療情報システムの活用等により、附属病院長の指導のもと投薬や検査等を見直し、経費の削減を図る。	2-4	病院長付参与を中心として、総合医療情報システム関連等システムデータを有効に活用し、現状分析を進めるとともに、必要となる見直しについて実施検討を行う。	・輸血部で、血液・血液製剤の一元管理を実施。 ・輸液セットについて納入メーカーの変更に伴う購入価の見直しを実施。 ・部門別収支作成に向け取組みを進めるとともに、ジェネリック医薬品への移行や取扱医薬品の絞り込み等、効率的・効果的な経費削減策を検討。					A		
2-5	医療サービスの質を確保しながら、効果的な外部委託の導入により経費削減を図る。	2-5	医療サービスの質を確保しながら、効果的な外部委託の導入を図るため、関連情報の収集に努めるとともに、導入可否の検証を行い、効果的なものにあつては導入を推進する。	・平成20年10月から栄養管理部の朝食業務を外部委託化。 ・現行業務の再検証等により、外部委託が効率的・効果的と考えられる業務について、導入を検討。					A		
2-6	医療用消耗品等各種物品の購入の適正化を図るシステムの一層の充実を図る。	2-6	医療用消耗品購入等審査委員会の機能を充実するなど、各種物品の購入の適正化を図るための体制を確立する。	平成20年7月から病院院長を審査委員会委員とすることにより、委員会機能を充実。 コストの観点からの議論を中心に行い、値引率の低い製品については、採用を保留している。					A		
3 資産の運用管理の改善に関する目標を達成するための措置				S	0	A	2	B	0	C	0
1-1	遊休施設・設備等保有資産については、適切な維持管理のもと、効率的かつ効果的な利用を推進する。	1-1	遊休施設・設備等保有資産については、施設整備計画を見据えながら、効率的かつ効果的な利用を推進する。	・大学部門で臨床医学校舎にプリセプター室を設置。 ・大学本館及び中棟棟の更新時にエアコンを再利用。					A		

中期計画		平成20年度 年度計画		法人自己評価								
				年度計画の達成状況及び評定の理由							評定	
1-2	短期の資金運用等に当たっては、十分な危機管理対策を図り、安全かつ有利な管理・運用を行う。	1-2	引き続きペイオフ対策を講じるとともに、安全かつ有利な資金運用を行えるよう配慮する。	<ul style="list-style-type: none"> ・短期運用資金について、ペイオフ対策のため無利息普通預金で運用。 ・学術奨励会から承継した資金の一部(50百万円)は、地方債で資金運用 							A	
IV 自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供に関する目標を達成するための措置				S	0	A	9	B	1	C	0	
1 評価の充実に関する目標を達成するための措置				S	0	A	4	B	1	C	0	
1-1	平成19年度末までに自己点検・評価を行う学内実施体制や、点検・評価結果をフィードバックさせて改善を進めていくためのシステムを構築する。	1-1	自己点検・評価を行う学内実施体制や、点検・評価結果をフィードバックさせて改善を進めていくためのシステムを運用する。	<ul style="list-style-type: none"> ・平成20年度計画の取組みについての進捗状況を取りまとめ、役員会、経営審議会及び教育研究審議会に報告。 ・進捗が遅れている取組みの担当所属には、今後の取組み計画についての説明を求め、年度計画の適切な遂行を図った。 							A	
1-2	定期的に自己点検・評価、第三者による外部評価を実施する。	1-2	年度計画の進捗状況について、定期的に自己点検・評価を実施する。	<ul style="list-style-type: none"> ・年時計画の進捗状況の取りまとめにおいて、進捗の進んでいる取組みと遅れている取組みに区分して自己点検・評価を実施。 							A	
1-3	奈良県地方独立行政法人評価委員会による毎年度の業務実績評価や大学評価学位授与機構等の認証評価機関による第三者評価の結果を活用し、大学運営における各種業務の改善に組織的に取り組む。	1-3	奈良県地方独立行政法人評価委員会による業務実績評価を活用し、大学運営における各種業務の改善に組織的に取り組むためのシステムの構築に向けて検討を行う。	<ul style="list-style-type: none"> ・奈良県地方独立行政法人評価委員会による平成19年度の業務実績評価の結果を平成20年度計画の取組みにフィードバック。 							B	
1-4	自己点検・評価及び外部評価の結果について、ホームページ等により公表する。	1-4(1)	自己点検・評価について、ホームページ等による公表に向けて取組みを進める。	「平成19年度業務実績報告書」をホームページに掲載、公表							A	
		1-4(2)	平成18年度に実施した大学評価学位授与機構による第三者評価の結果公表については、平成19年度において実施済。	平成19年度において実施済。							A	
2 情報公開等の推進に関する目標を達成するための措置				S	0	A	5	B	0	C	0	
1-1	業務実績や財務状況等について、県民等にわかりやすく公表する。	1-1	業務実績や財務状況等の公表に向けて取組みを行う。	<ul style="list-style-type: none"> ・「平成19年度業務実績報告書」及び「平成19年度決算に係る財務諸表」をホームページに掲載、公表。 							A	
1-2	広報誌、ホームページ、公開講座等を通じて、教育・研究・診療に関する状況や成果についての情報を発信する。	1-2	広報誌、ホームページ、公開講座等を通じて、研究者情報や研究成果等について積極的に情報を発信する。	<ul style="list-style-type: none"> ・広報誌「学報」(4回/年)を発刊。研究成果等を掲載。 ・公開講座を開催(平成20年9月、平成21年2月)。 ・ホームページに研究成果等を掲載。 							A	
1-3	大学のホームページについて社会のニーズに対応した内容に整備・充実させ、大学情報を積極的に発信する。	1-3(1)	大学のホームページについては、最新情報の迅速な発信や内容の充実に努めるとともに、サイト訪問者にわかりやすいトップページ等各ページ構成の構築を進める。	<ul style="list-style-type: none"> ・わかりやすいトップページとなるよう、トピックス等の情報を整理。 ・学内ホームページの各種申請用ダウンロードページを改善。 ・平成20年9月に大学のホームページサーバーのホスティング化を実施。 ・大学のホームページの調達情報のページに一般競争入札の情報を掲載。 <p>※ホスティング: プロバイダ等が所有するサーバーを借用して、ホームページの運用等を行うこと。これにより、自らサーバーを準備・運用するよりも、安定的で確実な運用が可能となり、またコストの削減、管理業務の軽減を図ることができる。</p>							A	
		1-3(2)	中期目標、中期計画等の内容をホームページに掲載するなど、大学情報を積極的に公開、提供する。	<ul style="list-style-type: none"> ・平成19年度から「中期目標」をホームページに掲載済。 ・「中期計画」、「年度計画」、「平成19年度業務実績報告書」、「平成19年度決算に係る財務諸表等」をホームページに掲載、 							A	

中期計画		平成20年度 年度計画		法人自己評価					評価			
				年度計画の達成状況及び評価の理由								
1-4	情報公開制度・個人情報保護制度については、奈良県情報公開条例及び奈良県個人情報保護条例に基づき、適正に取り扱う。	1-4	県の情報公開条例及び個人情報保護条例の実施機関として、情報公開や個人情報保護の適正な取扱いを行う。	年間開示請求実績 ・公文書 1件 ・個人情報 文書請求 28件 口頭請求257件					A			
V 施設設備の整備・活用等に関する目標を達成するための措置				S	1	A	7	B	2	C	0	
1-1	総合周産期母子医療センターの本格整備を行う。	1-1	A病棟において総合周産期母子医療センターの暫定整備を完了し、5月に供用開始する。また、本格整備に向けた取組み(4～7月:病院内調整、8～10月:実施設計)を進める。	・総合周産期母子医療センターの暫定整備を終え、平成20年5月23日に供用開始。 ・A病棟の電気、機械、昇降機の改修方法を検討。 ・平成20年8月に本格整備に向けた現況調査を実施。 ・各関係病棟と調整を行う。					A			
1-2	老朽化しているA病棟のリニューアルを行う。	1-2	A病棟の耐震診断を実施するとともに、耐震化に向けて実施設計を行う。(4～7月:耐震診断、10～12月:実施設計)	・平成20年7月に契約を締結、8月からコンクリート試験、構造計算、耐震診断を実施。					B			
1-3	医師・看護師の確保を進めるため、臨床研修センターを暫定整備する。	1-3	臨床研修センターの暫定整備に向けた取組み(4～7月:学内調整、8～10月:実施設計)を進める。	・平成20年8月に本格整備に向けた現況調査を行う。 ・関係者との調整、実施設計を行った。					A			
1-4	外来患者のアクセスに配慮した位置に外来棟を新たに建設するため、検討委員会を設置し、その整備を図る。	1-4,5,6	検討委員会を設置し、施設整備に向けて検討を行う。外来棟の整備については、年度内に検討を完了する。	・A病棟の耐震診断を踏まえ県とA病棟に代わる施設の整備について協議。 ・中期計画推進委員会においてそのあり方について検討。					B			
1-5	本学のさらなる発展や現敷地が狭隘化していることなどを踏まえ、大学の一部を移転することも含め、旧耐震基準に基づき昭和56年までに整備された施設(臨床医学校舎、一般教育校舎、臨床講義室、大学本館、看護師宿舎等)の整備計画を策定する。その年次計画に基づき、整備に向けた取組みを推進する。											
1-6	また、医師・看護師を確保するため、医師・看護師研修センター棟の整備に向けた取組みを推進する。											
1-7	整備計画の策定に当たっては、周辺環境に配慮した配置や高層化等を検討するとともに、可能な限りバリアフリーなどの福祉的整備及び省エネルギー対策を考慮するものとする。	1-7	建物の改修にあたっては、バリアフリーに配慮した施設整備を行う。	・平成20年7月に各科救急外来トイレを改修。 ・産婦人科外来の整備にあたっては扉を引き戸に交換。 ・建物の改修にあたっては、バリアフリーに配慮した施設整備を実施。					A			
1-8	利用者の視点に立った施設設備等の維持補修に取り組み、施設の利用環境の向上を図る。	1-8	利用者の視点に立った施設設備の維持補修を実施する。	・各科救急を改修。平成20年7月1日から供用開始。 ・産婦人科外来を診察時のプライバシーを保護するため整備。平成20年9月8日から供用開始。 ・旧救急玄関前付近の整備に着手。 ・外来1階オストメイトトイレにセンサーを追加設置。 ・C病棟5階浴室内手すり設置。					S			
2-1	電気設備・機械設備・給排水衛生設備等の各設備について、機能の維持と向上に必要な保守点検を定期的に実施する。	2-1	各設備の保守点検を定期的実施するとともに、故障した各設備の維持修繕を実施する。	・各設備の保守点検を委託。 ・職員が定期的に各設備の自主点検を行い、修繕を実施。					A			
2-2	経年劣化が進んでいる各設備について、更新計画を策定する。	2-2	長期整備計画に向けて、全ての設備について現状調査を行う。	・主要設備(空調機、ファンコイルユニット等)について現状を調査。 ・老朽化したもので保守点検委託予算内で対応できるものは、修繕計画および取替計画をたて修繕等を実施。					A			

中期計画		平成20年度 年度計画		法人自己評価							
				年度計画の達成状況及び評定の理由					評定		
2-3	更新計画の策定に当たっては、可能な限り省エネルギー対策を考慮するものとする。	2-3	電気・ガス・水道・ボイラー設備機器の更新においては、省エネ・省資源に配慮した整備を行う。	<ul style="list-style-type: none"> ・エアコン更新時にはグリーン購入法に基づき省エネ機器を設置(13機更新)。 ・各研究室が独自に備品としてエアコンを購入する場合は、備品設置協議書を提出させ省エネ機器の導入を指導。 ・大学本館の蒸気暖房をエアコンで対応できるようにするため、平成20年10月に既設の冷房専用エアコンを冷暖房エアコンに更新。 					A		
2-4	更新の年次計画に基づき、各設備の更新に着手する。	2-4	A病棟エレベーターの改修工事及び総合研究棟RI廃水処理施設貯留槽(NO1)取替え工事を実施する。	<ul style="list-style-type: none"> ・A病棟寝台用エレベーター改修工事を実施。(平成20年12月) ・RI貯留槽取替え工事を実施。(平成21年3月) 					A		
VI 安全管理等に関する目標を達成するための措置				S	0	A	3	B	2	C	0
1-1	有害物質・有害エネルギー・有害廃棄物等に関する安全衛生教育を行い、環境保全を实践するための、取扱い及び管理に関するマニュアルを定期的に点検し、見直す。	1-1	有害物質・有害エネルギー・有害廃棄物等に安全衛生に関わる施設、設備などの整備状況の調査を引き続き実施するとともに、「薬品廃水処理規程」の整備を図る。	<ul style="list-style-type: none"> ・各教室・各所属で行った産業廃棄物の処理状況(マニフェスト発行状況)を調査。 ・薬品排水処理規程について検討。 					B		
1-2	平成19年度中に敷地内全面禁煙を実施する。	1-2	平成20年4月から敷地内全面禁煙を実施する。	<p>平成20年4月1日から敷地内全面禁煙を実施。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 建物内・敷地出入口付近へのお知らせの掲示、ホームページ、入院案内等で周知。 ② 敷地内の巡視を強化し、喫煙者に声かけを実施。 ③ 職員、警備員、清掃員等が吸い殻を清掃。 ④ 禁煙パトロールの実施(平成20年11月17日～12月26日)と学報を通じた関係者への意識啓発。 					A		
2	天災・人災等、不測の事態への段階的対応マニュアルを見直し、訓練を通して随時検証・点検する。 ※ 不測の事態: 大地震による被災をはじめ、交通機関等の事故や大規模な食中毒被害等も考えられる。 また、落雷等による停電や火災など大学自体が被災することも想定して考える必要がある。	2	天災、人災等、不測の事態への対応マニュアルの見直しを行う。	<ul style="list-style-type: none"> ・防災計画の改訂版作成、防災マニュアルの整備について検討。 ・各病棟の避難経路図を作成。 ・平成20年4月、新規採用職員の消火・避難訓練を実施。 ・平成20年10月、各病棟との避難訓練を実施。 ・平成20年9月、エレベーター救出訓練の実施 ・平成20年7月、医療ガス、高圧ガスの保安教育の実施 ・救急科と連携を図りながら、災害時における仮設治療エリアの配置について具体化を進めるとともに、それぞれのエリアの担当診療科等、各職種毎に役割を決定。 ・病院職員に災害時の病院参集を認識・徹底するための(仮称)防災必携カードの作成・配賦について準備。 					B		
3-1	教員、職員及び学生による学内美化清掃の推進を図る。	3-1	教員、職員及び学生による構内一斉環境美化活動を実施する。	<ul style="list-style-type: none"> ・平成20年6月30日に放置自転車を撤去。 ・平成20年7月11日に構内一斉環境美化活動を実施。 ・平成20年7月12日、8月7日に臨床医学校舎前及び総合研究棟前に放置されている廃棄物、粗大ゴミを撤去、処分。 					A		
3-2	学内の緑化を進め、学生や患者が憩うことのできる環境整備に取り組む。	3-2	学内の緑化を進め、環境整備の充実に努める。	<ul style="list-style-type: none"> ・職員が病院・大学の玄関前等、プランターや花壇に植栽。 ・職員及び高等技術専門校生による剪定作業を実施。 ・緑化基金累計1,168,740円。 					A		